

地方からの提案(全体)

(1) 内閣府と関係府省との間で調整を行う提案 (241件)

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁
	分野	区分				
九州地方知事会	土地利用(農地除く)	B 地方に対する規制緩和	地域振興各法における計画策定手続の簡素化	条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興各法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、各計画等策定手続きに関し、以下の簡素化を図り、地方の負担軽減を図ること。 ・計画記載項目の共通様式化による合理化 ・計画策定期が重複した場合のスケジュール等の調整	過疎地域自立促進特別措置法第5条、第6条、第7条 山村振興法第7条、第8条 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第4条 離島振興法第4条 半島振興法第3条、第4条	総務省 国土交通省 農林水産省 経済産業省 文部科学省 厚生労働省 環境省
山口県 広島県	土地利用(農地除く)	B 地方に対する規制緩和	地域振興各法における計画策定手続の簡素化	条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興各法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、各計画等策定手続きに関し、以下の簡素化を図り、地方の負担軽減を図ること。 ・計画記載項目の共通様式化による合理化 ・計画策定期が重複した場合のスケジュール等の調整	過疎地域自立促進特別措置法第5条、第6条、第7条 山村振興法第7条、第8条 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第4条 離島振興法第4条 半島振興法第3条、第4条	総務省 国土交通省 農林水産省 経済産業省 文部科学省 厚生労働省 環境省
近江八幡市	土地利用(農地除く)	B 地方に対する規制緩和	農業振興地域の指定基準の変更を伴う地区計画制度の見直し	市街化調整区域内の市街化区域縁辺部において、市町村長が対象区域に農業振興地域の農用地を含んで地区計画を定めようとするときに、農林水産大臣及び都道府県知事に協議を行い、協議が調った場合に限り、当該地区計画の区域内について、都道府県知事は、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域の指定を行わないこととすること。	都市計画法第12条の5 都市計画運用指針 農業振興地域の整備に関する法律第6条	農林水産省
兵庫県、大阪府、鳥取県、徳島県	土地利用(農地除く)	A 権限移譲	大臣権限に係る保安林指定、解除の権限の都道府県知事への移譲	大臣権限の保安林(重要流域内における法第25条第1項第1号から第3号まで)の指定、解除について、当該権限を都道府県知事に移譲すること。	森林法第25条、第26条	農林水産省(林野庁)

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁
	分野	区分				
関西広域連合 (共同提案) 大阪府、兵庫県、和歌山县、鳥取県、徳島県	土地利用(農地除く)	A 権限移譲	複数府県に跨がる重要な流域内民有林の保安林の指定・解除権限の移譲	重要流域内の民有林の保安林の指定・解除権限について、府県への移譲を基本とし、複数府県に跨がるものは、関西広域連合への移譲を求める。	森林法第25条、第26条	農林水産省(林野庁)
栄町	土地利用(農地除く)	B 地方に対する規制緩和	開発許可に係る技術基準の緩和(緑地帯その他の緩衝帯の配置)	都市計画法第33条第1項第10号に規定する緑地帯その他の緩衝帯の設計基準について、工場用地を目的とする開発行為であって、工場立地法第4条第1項の規定に基づき公表する工場立地に関する準則第4条に規定する環境施設の配置基準を満たす設計がなされている場合は適用を除外する。	都市計画法第33条第1項第10号、都市計画法施行令第28条の3、都市計画法施行規則第23条の3、工場立地法第4条第1項第1号、工場立地に関する準則第2~4条	国土交通省、経済産業省
指定都市市長会	土地利用(農地除く)	B 地方に対する規制緩和	土地区画整理事業計画決定及び変更に伴う意見書の取扱いの見直し	土地区画整理事業の事業計画の意見書については、都道府県都市計画審議会に付議しなければならないが、指定都市の区域内で完結する事業に係る意見書については、指定都市の都市計画審議会(指定都市では設置が必須)の付議と改めるよう求めるもの。	土地区画整理法第55条第3項、第136条の3、地方自治法施行令第174条の39	国土交通省
京都府 関西広域連合、兵庫県、徳島県、京都市	土地利用(農地除く)	B 地方に対する規制緩和	土地区画整理事業計画決定及び変更に伴う意見書の取扱いの見直し	政令指定都市の土地区画整理事業において、提出された意見書を都道府県都市計画審議会でなく政令指定都市の都市計画審議会に付議する旨法改正する	土地区画整理法第55条第3項、136条の3、地方自治法施行令第174条の39	国土交通省
鳥取県、中国地方知事会、関西広域連合、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山县、徳島県	土地利用(農地除く)	B 地方に対する規制緩和	道路に関する都市計画の「軽易な変更」の対象拡大	都市計画法第21条第2項の都市計画の変更について、政令第14条で定める省令第13条の規定により道路に関する都市計画の軽易な変更の対象が定められているが、この対象を拡大し、手続きの簡素化、時間短縮を図る。	都市計画法省令第13条第3号イ	国土交通省

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁
	分野	区分				
関西広域連合 (共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	土地利用(農地除く)	A 権限移譲	複数府県に跨がる都市計画区域の指定権限について、関西広域連合への移譲を求める。		都市計画法第5条第4項	国土交通省
指定都市市長会	土地利用(農地除く)	B 地方に対する規制緩和	一の市域内で都市計画区域が完結している指定都市の都市計画決定案件(国同意不要分)に係る都道府県協議の廃止	都市計画法第19条第3項において「市町村は、都市計画区域(中略)を決定しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。」と規定されているが、一の市域内で都市計画区域が完結している指定都市においては、適用しない旨を追加する。	都市計画法第19条第3項	国土交通省
横浜市	土地利用(農地除く)	B 地方に対する規制緩和	一の市域内で都市計画区域が完結している指定都市の都市計画決定・変更案件(国同意不要分)に係る都道府県協議の廃止	都市計画法第19条第3項において「市町村は、都市計画区域(中略)を決定しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。この場合において、町村にあつては都道府県知事の同意を得なければならぬ。」と規定されているが、一の市域内で都市計画区域が完結している指定都市においては、適用しない旨を追加する。	都市計画法第19条第3項	国土交通省
岐阜県	土地利用(農地除く)	B 地方に対する規制緩和	都市公園における運動施設の敷地面積に関する規制緩和	都市公園法施行令第8条の基準について、法第4条と同様に参酌基準とすることを求める	都市公園法施行令第8条	国土交通省
京都市	土地利用(農地除く)	B 地方に対する規制緩和	路外駐車場の換気基準の見直し	機械換気と自然換気の併用及び開口部の取扱いに係る具体的な規定を設けることを求める。	駐車場法施行令第12条	国土交通省

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁
	分野	区分				
京都市	土木・建築	B 地方に対する規制緩和	住宅地区改良法に基づく改良地区指定及び事業計画の決定に係る申出手続きの緩和	改良地区の指定及び事業計画の決定に当たって、市が申出をする場合は都道府県を経由しなければならないが、経由する時間の短縮化、事務の効率化のために、市が直接国へ申出することができるよう、規定整備を求める。	住宅地区改良法第4条第2項及び第5条第1項	国土交通省
関西広域連合(共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	土地利用(農地除く)	B 地方に対する規制緩和	近畿圏整備法に基づく整備計画の決定権限・各区域の指定権限の移譲、近郊整備区域建設設計画等の作成に係る国同意の廃止	近畿圏整備法に基づく近畿圏整備計画の決定権限や、近郊整備区域等の各区域指定権限について、関西広域連合への移譲を求めるとともに、近郊整備区域建設設計画等の作成に係る国同意の廃止を求める。	近畿圏整備法第9条、第10条、第11条、第12条、第14条 近畿圏の保全区域の整備に関する法律第5条、第7条 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第3条	国土交通省
関西広域連合(共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	土地利用(農地除く)	B 地方に対する規制緩和	国土利用計画法に基づく土地利用基本計画策定の見直し	国土利用計画法に基づく府県の土地利用基本計画について、策定義務や策定に係る国への事前協議を見直すことを求める。	国土利用計画法第9条第10項・第14項	国土交通省
栃木県	土地利用(農地除く)	B 地方に対する規制緩和	都道府県の土地利用基本計画の変更に係る国土交通大臣への協議の事後報告への変更	国土利用計画法に基づき都道府県が土地利用計画(計画図)を変更する際に義務付けられている国土交通大臣への協議を廃止し、事後報告へ変更する。	国土利用計画法第9条第14項	国土交通省
広島県	土地利用(農地除く)	B 地方に対する規制緩和	土地利用基本計画の策定・変更に係る国土交通大臣への協議の意見聴取への変更	国土利用計画法に基づき、都道府県が土地利用基本計画を策定・変更する際に義務付けられている国土交通大臣への協議を廃止し、意見聴取へ変更する。	国土利用計画法第9条第10項、第14項	国土交通省

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁
	分野	区分				
富山県	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	「持続性の高い農業生産方式に係る技術」の認定要件の見直し	エコファーマーの認定対象となる持続性の高い農業生産方式の技術について、新たな農業技術の進展に合わせ、規定技術を追加するなど認定要件の見直し(施行規則の改正)を提案する。	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律第2条 同法施行規則第1条	農林水産省
さいたま市	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	農業用施設設置を目的とする権利移動を実施する際、農用地区域への編入手続を軽微な変更手続と同様に取り扱うこと	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、市町村が農用地区域外の土地を農用地区域に編入する場合のうち、農業用施設の設置を目的とする権利移動を実施する場合については、政令で定める軽微な変更として取り扱うこととする。	農業振興地域の整備に関する法律 第8条、第11条、第13条第4項 農振法施行令第10条	農林水産省
長野県	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	市町村農業委員会が農地に該当しないと判断した土地を除外するために行う農用地区域の変更を加えることにより、速やかに農用地区域から除外することができるようとする。	農振法施行令第10条に定める軽微な変更に、森林・原野化して市町村農業委員会が農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断した土地を除外するために行う農用地区域の変更を加えることにより、速やかに農用地区域から除外することができるようとする。	農業振興地域の整備に関する法律 第13条第4項 農業振興地域の整備に関する法律 施行令第10条 農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について	農林水産省
大分市	農地・農業	A 権限移譲	農地または採草放牧地の賃貸借の解除等の許可権限の移譲	農地法第18条第1項及び第3項の規定により都道府県が処理することとされている事務・権限を、中核市市長へ移譲する。	農地法第18条第1項及び第3項、第59条の2 (第4次一括法第36条)	農林水産省
岐阜市	農地・農業	A 権限移譲	農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の許可事務	農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の許可事務の都道府県から中核市への移譲	農地法 第18条第1項及び第3項 第59条の2	農林水産省

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁
	分野	区分				
長野県	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	2a未満の農業用施設等の設置に係る農地転用許可の撤廃	耕作を行う者が、その他の農地の利用増進のため又は2a未満の農業用施設を設置するために農地等を転用することを目的として、他者の農地等に権利を設定し、又は移転する場合には、あらかじめ市町村農業委員会へ届け出ることとし、農地法第5条の許可を不要とする。	農地法第5条、農地法施行規則第32条第1号・第53条	農林水産省
近江八幡市	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	農振法ガイドラインにおける農振法施行規則第4条の4第26号の2計画の明確化	農振法施行規則第4条の4第26号の2計画に関するガイドラインにおいて「農業集落地域において設置することが通常適当であると認められる非農業的な土地利用需要に対応するものとすることが必要」とされているが、その詳細な取扱いが明確にされておらず、具体的かつ過去の運用実例を反映し、当該ガイドラインの明確化を図ること。	農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4第26号の2農業振興地域制度に関するガイドライン第13 3(5)⑦	農林水産省
兵庫県、滋賀県、大阪府、和歌山県、徳島県	農地・農業	A 権限移譲	耕作放棄地再生利用緊急対策交付金に係る交付事務の権限移譲	耕作放棄地再生利用緊急対策に係る交付金を都道府県・市町村への交付金とし、事務手続の権限を移譲すること。	耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱	農林水産省
倉敷市	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	「長期利用財産処分報告書」を提出するに当たっての提出書類の明確化、手続の簡素化	農業集落排水施設を財産処分し、公共下水道に接続するため「長期利用財産処分報告書」を提出しようとしていますが、なにをもって報告書を受理できるか詳細に基準を明示していただくとともに、事前協議の短期化、及び受理が簡潔になるよう緩和していただきたい。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について(平成26年6月25日26経第370号)	農林水産省
愛知県	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	農地防災事業に係る土地改良法に基づく手続の簡素化(要件の緩和)	農家に事業費負担を求める農地防災事業に係る土地改良法手続について、地方自治体による申請制度の拡充や3条資格者(事業の施行に係る地域内にある土地の農家等)同意手続の省略など、法手続の簡素化に資する見直しを行うこと。	土地改良法第85条の2	農林水産省

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁
	分野	区分				
長崎県	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	土地改良法52条に基づき換地を行う場合の権利を有する者の取り扱い変更	農地の基盤整備事業により土地改良法52条に基づき換地を行う場合に限っては、地区内に相続手続き未了農地があって、複数の相続権利者が存在したとしても、複数ではなく1名の登記名義人として取り扱うこと。ただし、相続権利者の法定持分は維持する。	土地改良法52条	農林水産省
千葉県	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	農業用施設等の災害復旧事業制度に係る事務手続きの簡素化	農地及び農業用施設に係る災害復旧事業費の補助制度について、甚大な災害を受けた際に可能となる補助率増高申請等を行なう場合に、添付が義務付けられている書類(字切図及び高率補助該当調査表)を簡素化する。	農地及び農業用施設の災害復旧事業に係る補助率増高申請事務の手続き	農林水産省
奈良県	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	多面的機能支払に係る交付金の改正	多面的機能支払に係る3交付金(農地維持支払・資源向上支払(共同活動)・資源向上支払(長寿命化))の経理の統合	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律第3条、多面的機能支払交付金実施要領第18(3)、第28(4)	農林水産省
栃木県	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	農地中間管理事業に係る事務手続きの簡素化	1農用地利用配分計画の認可申請に係る添付資料について、認定農業者及び認定就農者については計画認定書の写しのみとし、併せて土地の登記事項証明書は、農地台帳の写しに代替する。 2市町村による農用地利用配分計画案の作成については、農業者等による協議の結果を重視し、農用地利用配分計画の縦覧を廃止する。 3機構が貸し付けた農用地については、農用地等の利用状況の報告等を廃止する。 4機構の農地中間管理事業に係る業務委託について、都道府県知事の承認を廃止する。	農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則 第11条第2項第2号の1から8 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条、第19条、第21条、第22条	農林水産省

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁
	分野	区分				
長野県	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	農事組合法人が行うことができる事業種類の拡大	農事組合法人が行うことができる事業種類に、地域に密着した「生活サービス事業」を加える。(株式会社への組織変更不要) また、農事組合法人が自家用有償旅客運送を行うことができるよう、道路運送法上の規制緩和を求める。 ※地域に密着した生活サービス事業の例 ①地産地消の食料品や生活用品などの宅配や販売 ②農家世帯などの高齢者の病院等への送迎 ③農家世帯などの子どもの一時預かり ④生活道路や農家世帯などの民家等の除雪請負や補修 ⑤新聞配達 等	農業協同組合法第72条の8 道路運送法施行規則第48条	農林水産省 国土交通省
長崎県	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	野菜生産出荷安定法施行規則の見直し	野菜生産出荷安定法施行規則の共同出荷割合の見直し	野菜生産出荷安定法施行規則第2条	農林水産省
佐賀県	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	鳥獣被害防止緊急捕獲対策における捕獲個体の確認方法の変更	鳥獣被害防止緊急捕獲等対策における捕獲個体の確認について、市町村担当者が捕獲現場に直接赴き、当該捕獲鳥獣を実際に確認する方法(現場確認)を基本とされているが、これを市町村担当者ではなく、市町村長が任命、又は指名することとしている「鳥獣被害対策実施隊」の隊員でも行うことができるようにしていくこと。	鳥獣被害防止緊急捕獲等対策実施要領 (別記3)第2 2(2)	農林水産省
兵庫県	農地・農業	A 権限移譲	経営所得安定対策等に係る「米の直接支払交付金」を国から都道府県への交付金とし、事務権限を移譲すること。	経営所得安定対策等に係る「米の直接支払交付金」を国から都道府県への交付金とし、事務権限を移譲すること。	経営所得安定対策等実施要綱2の(1)の⑤及び⑦	農林水産省

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁
	分野	区分				
兵庫県	農地・農業	A 権限移譲	経営所得安定対策等に係る「水田活用の直接支払交付金」を都道府県への交付金とし、対象作物及び交付単価を決定し、農業者に交付する事務を移譲すること。	経営所得安定対策等実施要綱6の(1)及び8	農林水産省	
長崎県	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	指定生乳生産者団体制度について、ミルクプラントを直接設置運営している生産者団体に限って、一部委託販売が出来るよう制度の弾力的運用を行っていただきたい。	加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第3条、第5条 「指定生乳生産者団体が行う生乳受託販売の弾力化について」(平成10年4月16日付け10畜A第881号農林水産省畜産局長通知) (別紙1)第1条	農林水産省	
兵庫県、京都府、徳島県、京都市	農地・農業	A 権限移譲	六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定権限の都道府県への移譲	六次産業化法に基づく「総合化事業計画」の認定権限を、国から県に移譲すること。	六次産業化法第5条1項、5項	農林水産省
富山県	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	補助公共事業の変更手続きの簡素化	農林水産省(林野庁及び水産庁を除く)が所管する農山漁村地域整備交付金以外の補助公共事業については、当該事業の補助要綱により、農林水産大臣が定める軽微な変更以外は、農政局との協議が必要となっている。協議が必要なものうち「地区ごとの重要な事業内容の変更」について、農政局との協議の廃止を提案する。	農林畜水産業関係補助金等交付規則第3条第1項 土地改良事業関係補助金交付要綱	農林水産省
長崎県	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	林業関係事業補助金等交付要綱の改正	補助金において、内示後「交付決定前着手届」の提出により、工事に着手したい。	林業関係事業補助金等交付要綱 農山漁村地域整備交付金実施要領第6	農林水産省(林野庁)

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁
	分野	区分				
兵庫県、京都府、大阪府、和歌山県、徳島県、京都市	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	生産緑地地区指定の面積要件及び解除要件等の緩和	自己都合によらず現行の生産緑地地区の面積要件を満たさなくなった場合でも、生産緑地地区としての優遇措置を受けられるように面積要件及び解除要件を緩和すること。	生産緑地法第3条	国土交通省
兵庫県、京都府、鳥取県、徳島県、京都市	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	鉄砲所持許可を有する者における狩猟免許試験の一部免除	狩猟者の確保を図るため、農林業被害が深刻でかつ狩猟後継者の確保が困難と県が認める地域の居住者のうち、銃猟の免許試験において、鉄砲所持許可を有する者について、技能試験の一部(銃器の点検・分解結合等の基本操作)を免除し、負担を軽減すること。	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第48条第2号	環境省
関西広域連合(共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	大規模災害発生時の外国人医師の受入れ	大規模災害発生時、日本の医師免許を有しない外国人医師が被災地において適法な救命医療の従事を可能とするよう、しっかりとした法的な枠組みのもと、災害救助法に基づく都道府県知事の従事命令の対象拡大を求める。	医師法第17条 災害救助法第7条	厚生労働省 内閣府
指定都市市長会	医療・福祉	A 権限移譲	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る権限の移譲	・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理等の権限を現行の都道府県から指定都市へ移譲する	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条 等	内閣府、文部科学省、厚生労働省
広島県 中国地方知事会 宮城県 三重県 日本創生のための将来世代応援知事同盟	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	幼保連携型認定こども園整備に係る交付金制度の一元化等	27年度に新たに設けられた幼保連携型認定こども園は、「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一施設」とされ、指導・監督や財政措置の一本化が図られたところである。 一方、その施設整備に係る国費は、保育所部分は「保育所等整備交付金(厚生労働省)」、幼稚園部分は「認定こども園施設整備交付金(文部科学省)」と別々であり、交付金事務の流れも異なる。 単一施設を整備するにもかかわらず、二制度が並立している状況であり、制度の一元化や少なくとも事務の統一等の改善を求める。	(保育所等整備交付金) 児童福祉法第56条の4の3 保育所等整備交付金交付要綱 (認定こども園施設整備交付金) 認定こども園施設整備交付金交付要綱	内閣府、文部科学省、厚生労働省

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁
	分野	区分				
鳥取県、中国地方知事会、関西広域連合、日本創生のための将来世代応援知事同盟、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、堺市	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	病児保育事業に係る国庫補助の職員配置に関する要件緩和	<p>病児保育事業(病児対応型、病後児対応型)については、看護師等を利用児童おむね10人につき1名以上、保育士を3人につき1名以上配置することとされているが、次の要件緩和を求める。</p> <p>①保育士1名以上を含む施設職員が複数名配置されている場合に限り、病院に近接し、又は同一施設内にある施設にあっては、看護師が常駐していないくとも、迅速な対応が可能であれば良いこととする。</p> <p>②利用児童がいる日に限り、保育士及び看護師等の資格を有し市町村長が業務遂行能力があると認める者に、日当を支払い、従事させることでも良いこととする。</p>	平成27年度子ども・子育て支援交付金交付要綱(案) 病児保育事業実施要綱(案) (27年度の要綱は現時点で未発出であるが、案が提示されている)	内閣府、厚生労働省
千葉市	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	生活保護法に基づく費用返還請求権及び費用徴収権の破産法上における非免責債権化等	生活保護法第63条に基づく費用返還請求権及び同法第78条に基づく費用徴収権を、破産法第253条において非免責債権として明記するか、若しくは破産法第163条第3項に規定する偏頗行為の否認の例外として明記するなどの改正を求める。	破産法第163条第3項及び第253条 生活保護法第63条及び第78条	法務省、厚生労働省
九州地方知事会	医療・福祉	A 権限移譲	医療法第7条第3項の規定による診療所の病床設置等に係る都道府県知事の許可を指定都市の市長へ移譲	医療法第7条第1項の規定による病院の開設許可等については、平成27年度から指定都市の市長の権限に移譲済み。一方、同条第3項の規定による診療所の病床設置等の許可等については、未移譲。 医療計画に基づき病床を管理する上で、病院と診療所の取扱いを区分する理由は見当たらず、診療所についても指定都市の市長に権限を移譲すること。	医療法第7条第3項	厚生労働省
指定都市市長会	医療・福祉	A 権限移譲	診療所の病床設置に係る許可権限等の都道府県から指定都市への移譲	現在、都道府県のみが行うこととされている、診療所への病床の設置許可及び病床数や病床種別等の変更許可について、所在地が指定都市である場合は当該指定都市が行うこととする。 また、医療法施行令第3条の3に基づく診療所の病床設置の届出に関する事務についても同様に、所在地が指定都市である場合は当該指定都市が行うこととする。	医療法第7条第3項、同法第71条の3、地方自治法施行令第174条の35第1項、医療法施行令第3条の3	厚生労働省

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁
	分野	区分				
神戸市	医療・福祉	A 権限移譲	診療所の病床設置等に係る許可権限の都道府県から指定都市への移譲	現在、都道府県のみが行うこととされている、診療所への病床の設置許可及び病床数や病床種別等の変更許可について、所在地が指定都市である場合は当該指定都市が行うこととする。	医療法第7条第3項、同法第71条の3、地方自治法施行令第174条の35第1項	厚生労働省
埼玉県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	基準病床数の廃止による地域医療構想における必要病床数への一本化	都道府県の病床数を規制している基準病床数を廃止し、地域医療構想における必要病床数に一本化すること。	医療法第30条の4第2項	厚生労働省
静岡県 三重県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	基準病床数の算定にあたっての都道府県知事の裁量の拡大	保健医療計画で定める基準病床数の算定の基準について、地域医療の実状に応じ設定することができるよう緩和すべき。	医療法第30条の4第2項、第5項、第6項、第7項、医療法施行令第5条の2第1項、第5条の3第1項、医療法施行規第30条の31第1項、第30条の32	厚生労働省
石川県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	看護師等(保健師・助産師・看護師又は准看護師)の復職支援のための届出制度の義務化	「看護師復職支援のための届出制度」において、努力義務となっている看護師等の離職時等の届出を義務化する	看護師等の人材確保の促進に関する法律第16条の3	厚生労働省
三重県 広島県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	助産学実習に係る分娩取扱い数基準の規制緩和	保健師助産師看護師学校養成所指定規則(以下、「指定規則」)に定められた助産学実習中の分娩の取扱いについて、助産師数を十分に確保する観点から、学生一人あたりの分娩取扱い数を、現行の「10回程度」から「8回程度」に緩和すること。	保健師助産師看護師法第20条 保健師助産師看護師学校養成所指定規則第3条	厚生労働省

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁
	分野	区分				
関西広域連合 (共同提案) 京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	医療・福祉	A 権限移譲	保険医療機関の指定・監督権限の移譲	診療報酬・介護報酬の決定権限の一部と併せて、保険医療機関の指定・監督権限についても一括的に関西広域連合への移譲を求める。	健康保険法第65・66・68・71・73・78・80・81条 国民健康保険法第41・45条の二 高齢者の医療の確保に関する法律 第66・72条 等	厚生労働省
兵庫県、和歌山県、徳島県	医療・福祉	A 権限移譲	保険医療機関等の指定・取消処分に関する権限移譲	地域の実情に応じた医療機関、診療科及び医師の需給調整を行うため、健康保険法等に基づく保険医療機関・保険薬局、保険医・保険薬剤師の指定・取消等の処分権限を、必要となる人員、財源とともに、都道府県に移譲すること。	健康保険法第65条、第71条、第80条、第81条	厚生労働省
埼玉県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	入院中の重度障害者に対するヘルパー派遣要件の緩和	入院中の看護は、医療機関の看護職員のみによって行うという国の通知による規制については、重度障害者のうち意思疎通困難者などが入院した場合に限り、障害特性に精通したヘルパーを派遣できるように規制を緩和すること。	保険医療機関及び保険医療養担当規則第11条の2 保医発0305第1号平成26年3月5日付け厚生労働省保険局医療課長通知「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」別添2の第2の4(6)ア 保医発0701第1号平成23年7月1日付け厚生労働省保険局医療課長通知「重度のALS患者の入院におけるコミュニケーションに係る支援について」	厚生労働省
滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 和歌山県 鳥取県 徳島県 関西広域連合	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	訪問看護に関する診療報酬において、訪問看護ステーションの相互連携によるサービス提供に対し、訪問看護療養費を支給できるよう省令改正	医療依存度の高い在宅療養者への24時間365日の定期的なサービス提供の実現のため、医療保険制度において、1日に1人の患者に対して複数の訪問看護ステーションからのサービス提供を診療報酬上算定が可能となるよう要件改正	健康保険法施行規則第69条 国民健康保険法施行規則第27条の2 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第50条 平成26年3月5日付保発0305第3号 厚生労働省保険局長通知	厚生労働省

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁
	分野	区分				
兵庫県、滋賀県、和歌山県、徳島県、関西広域連合	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	診断群分類別包括制度(DPC)対象病院の指定基準見直し及び再入院期間の延長	診断群分類別包括制度(DPC)対象病院には、急性期を担っていないものも含まれているとの指摘があることから、指定基準を見直すとともに、医療費適正化の観点から、現在一連の入院として取り扱われる7日以内の再入院期間を延長すること。	DPC制度への参加等の手続きについて(保医発0327第2号) 厚生労働省告示(H26.3.5)	厚生労働省
兵庫県、滋賀県、和歌山県、徳島県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	医療機関における看護職配置の機能に応じた配置の基準の設定	診療報酬上届出制となっている看護職配置について、病床機能ごとに見合った看護職員の配置になるよう基準を定めること。	施設基準(厚生労働省告示)	厚生労働省
埼玉県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	危険ドラッグに対する警察官への立入検査等の権限の付与	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の大蔵大臣指定薬物等に関する販売店舗等への立入検査等の権限を警察官にも付与すること。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第76条の8第1項(立入検査等)	厚生労働省、内閣府(警察庁)
富山県	医療・福祉	A 権限移譲	承認基準のある医薬品製造販売の地方承認権限の拡大	承認基準が定められているが承認権限の地方委任の対象外となっている一般用医薬品等のうち、日本薬局方において規格基準が定められている一般用漢方製剤等について、速やかに地方委任の対象外となっている扱いの見直しの検討を行い、承認権限を都道府県に移譲することを提案する。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第1項、第9項、同法第81条、施行令第80条第2項第5号 (承認基準) 「薬事法施行令第80条第2項第5号に基づき 厚生労働大臣が指定する医薬品の種類 等」S45.10.19厚生省告示第366号 (一般用漢方製剤) H24.8.30薬食審査発0830第1号	厚生労働省

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁
	分野	区分				
奈良県	医療・福祉	A 権限移譲	医薬品製造販売等の地方承認権限の範囲拡大	現在、製造販売承認に関して、漢方製剤、生薬単味製剤、並びに、生薬のみからなる製剤(承認基準の制定されたもの)の多くは、国(医薬品医療機器総合機構)が承認権者となっているが、これを都道府県へ権限移譲していただきたい。	医薬品医療機器等法第14条第1項、同条第9項、同法第81条、医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第5号、昭和45年9月30日付薬発第842号「かぜ薬の製造(輸入)承認基準について」他	厚生労働省
埼玉県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	保健所長の医師資格要件の特例の期間延長	現行制度では、医師以外の者を所長に充てる場合は、2年以内の期間(やむを得ない理由があれば2年の延長可)に限られているが、その期間をさらに延長し、最大10年間、医師以外の者でも保健所長になれるよう規制を緩和すること。	地域保健法施行令第4条	厚生労働省
山梨県	医療・福祉	A 権限移譲	がん診療連携拠点病院等の指定権限の都道府県への移譲	がん診療連携拠点病院等の指定権限を厚生労働省から都道府県に移譲する。	がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針	厚生労働省
兵庫県、京都府、徳島県	医療・福祉	A 権限移譲	がん診療連携拠点病院等の指定権限の都道府県への移譲	厚生労働省が持つがん診療連携拠点病院等の指定権限を都道府県に移譲すること。	がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針	厚生労働省
愛媛県 徳島県 香川県 高知県	医療・福祉	A 権限移譲	難病法における医療費助成制度の実施主体に、都道府県及び指定都市(平成30年4月1日施行)のほか保健所設置市も加える	難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項、第40条	厚生労働省	

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁
	分野	区分				
兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、和歌山県、徳島県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	難病医療費助成事務手続きの簡素化	指定難病患者からの更新手続きの隔年化及び、特定疾病医療受給者証の「適用区分」欄を削除するなど手続き業務の簡素化。	難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第12条 特定医療費支給認定実施要綱第5	厚生労働省
宮城県 岩手県 広島県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	指定難病患者が特定医療費を受給することができる受診医療機関等の事前申請の廃止	指定難病患者への特定医療費支給に係る医療受給者証発行には、患者の申請に基づき、受診医療機関の名称等の記載が必要となっており、受診医療機関変更の都度、届け出が必要となっている。 指定難病患者が受診する医療機関は、すべて医療機関からの申請に基づき審査の上県で指定していることから、「都道府県が指定した医療機関」すべてで特定医療を受療できるよう規制緩和を求めるもの。	難病の患者に対する医療等に関する法律 第7条4項	厚生労働省
岐阜県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく医療費助成制度(受給者証の交付)に係る高額療養費の所得区分の記載の廃止	受給者証における高額療養費の所得区分の記載に係る事務について、保険者への照会等に時間を要し、円滑な受給者証の交付の妨げとなっていることから、廃止されたい。	健康保険法施行令第41条第7項 健康保険法施行規則第98条の2 平成26年12月19日付け健疾発1219第1号通知「難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療に係る高額療養費の支給に係る当面の取扱いについて」	厚生労働省
島根県 中国地方知事会	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	法定予防接種の保護者同意要件の緩和	法定予防接種の保護者同意要件について、児童相談所一時保護児童、施設入所児童等で保護者と連絡が取れない児童については、児童相談所長、施設長等の同意で可能とすること。	予防接種実施規則第5条の2	厚生労働省
京都府 関西広域連合、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山县、鳥取県、徳島県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	法定予防接種の保護者同意要件の緩和	法定予防接種の保護者同意要件について、施設入所児童等で保護者と連絡が取れない児童については、施設長等の同意で可能とすることを求める	予防接種実施規則第5条の2 定期予防接種実施要領	厚生労働省

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁
	分野	区分				
島根県 中国地方知事会	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	措置延長された者に対する一時保護(委託)措置を行えるよう弾力化	児童福祉法第31条第2項に基づき満18歳になった後も措置延長により児童養護施設等への入所又は里親への委託がなされている者について、法第33条第1項による児童相談所の一時保護(適当な者への一時保護の委託を含む。以下「一時保護(委託)」という。)措置を実施できるように弾力化することを求める。	児童福祉法第4条第1項、第31条、第33条	厚生労働省
滋賀県 大阪府 兵庫県 和歌山県 鳥取県 徳島県 京都都市 関西広域連合	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	児童相談所における児童福祉司の職員配置基準の見直し	児童福祉法施行令第3条に標準として規定されている児童相談所の児童福祉司の職員配置数は、「保護をする児童の数、交通事情等を考慮し、人口おおむね4万から7万まで」に対して1人とされているが、昨今の児童虐待件数や継続的なケアが必要な案件の増加等の実態を踏まえた設定とするよう見直しを求める	児童福祉法第13条第1項 児童福祉法施行令第3条	厚生労働省
特別区長会	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	産後ケア事業の推進に向けた法的位置づけの付与及び各種規制の緩和	世田谷区の独自事業として行っている産後ケア事業の推進及び全国への波及を目的として、現在法的な位置づけのない産後ケアセンターに児童福祉法等による法的位置づけを与えるほか、センター設置にあたって障壁となる各種法規制(建築基準法、旅館業法)の規制緩和を行うことを求める。	児童福祉法第6条の3第3項、第7条第1項 建築基準法第48条第1項、第2項 旅館業法第6条	厚生労働省、国土交通省
瑞穂市	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	朝・夕の時間帯における保育士配置定数の緩和	26年の提案に対する対応策として、27年度の間は、朝・夕の時間帯で当該保育所において保育する児童が少数である時間帯に、保育士1人に限り、当該保育士に代え保育施設における十分な業務経験を有する者等を配置することもやむを得ないとの特例が示された。 ところが、本市では必ずしも保育する児童が少数でない施設もあり特例が認められないこともあることから、28年度以降の措置について継続して検討を求めるとともに、現場の状況を踏まえ、その適用条件等について改めて整理することを求める。併せて、代替できる者の定義の明確化を求める。	児童福祉法第18条の4、第45条 児童福祉施設の整備及び運営に関する基準第33条	厚生労働省

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁
	分野	区分				
鳥取県、中国地方知事会、関西広域連合、日本創生のための将来世代応援知事同盟、滋賀県、大阪府、和歌山県、徳島県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	高等職業訓練促進給付金の支給対象期間の拡大	看護師等の就業に結びつきやすい資格を取得するため養成機関で修業する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給される高等職業訓練促進給付金について、その支給対象期間を、「修業する期間に相当する期間」としながら現行では上限2年に制限している。当該現行の補助対象となる支給対象期間を「上限なし(3年目以降も対象)」に拡大すること。	母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条第2項 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第28条第4項	厚生労働省
京都府関西広域連合、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山县、鳥取県、徳島県、堺市	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	高等職業訓練促進給付金等事業の支給対象期間の拡大(上限2年→3年)	看護師等の就業に結びつきやすい資格を取得するため養成機関で修業する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給される高等職業訓練促進給付金の支給対象期間を、現行では上限2年に制限しているところ、3年に拡大することを求める。	母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条第2項 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第28条第4項	厚生労働省
関西広域連合(共同提案) 京都府、兵庫県、和歌山县、鳥取県、徳島県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	サービス付き高齢者向け住宅の要件緩和(空家の有効活用)	既存の空き家をサービス付き高齢者向け住宅として有効活用できるよう、地域の実態に即してサービス提供者の常駐場所の要件等の緩和を求める。	高齢者住まい法(高齢者の居住の安定確保に関する法律)施行規則第11条	厚生労働省 国土交通省
兵庫県、和歌山县	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	空き家を活用したサービス付き高齢者向け住宅の整備促進に向けたサービス提供者の常駐場所の要件緩和	既存の空き家をサービス付き高齢者向け住宅として活用する際、サービス提供者の常駐場所については、歩行距離で500メートル以内の所に設置することとされているが、地域によっては空き家が点在する場所もあることから、車で約10分程度まで拡大すること。	高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第11条第1項	厚生労働省 国土交通省

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁
	分野	区分				
関西広域連合 (共同提案) 京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	介護保険における住所地特例の適用対象の拡大	首都圏に住む出身地にゆかりのある高齢者が、サービス付き高齢者向け住宅に登録された空き家等へ里帰りする場合に、必須サービス(安否確認・生活相談)のみの場合も住所地特例制度の対象とすることを求める。	介護保険法第13条 高齢者住まい法(高齢者の居住の安定確保に関する法律)	厚生労働省
和歌山県 兵庫県、鳥取県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	介護保険制度における住所地特例の見直し	都市部から地方への里帰りや、移住を促進するため、介護保険制度における住所地特例制度の適用対象に、一旦出身地等に住所を定めた後に施設入所や在宅サービスが必要になった場合も含めるものとする。	介護保険法第13条	厚生労働省
鳥取県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	介護保険における住所地特例の適用対象の拡大	都市部から地方への移住を推進するに当たっては、介護が必要となった場合に、移住前自治体における居住期間に応じて介護保険の「住所地特例制度」の対象とするなど、介護費用を移住前の自治体が負担する制度的な仕組みを講じること。	介護保険法第13条	厚生労働省
茨城県 福島県 栃木県 群馬県 新潟県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	介護保険制度に係る住所地特例の見直し	障害者支援施設等の介護保険適用除外施設を退所し、介護保険施設等に入所した場合に、現行では当該適用除外施設の所在市町村が保険者となるが、当該適用除外施設入所前の住所地市町村を保険者とするよう住所地特例を見直す。	介護保険法第13条 介護保険法施行法第11条	厚生労働省
さいたま市	医療・福祉	A 権限移譲	介護支援専門員業務に係る指導監査事務の都道府県から指定都市・中核市への移譲	現在都道府県で行っている介護支援専門員の業務に係る指導監査事務を、指定都市及び中核市に移譲し、指定居宅介護支援事業所に係る指導監査と一体的に行うことができるようとするもの。	介護保険法第69条の38、第203条の2 地方自治法施行令第174条の31の4、第174条の49の11の2	厚生労働省

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁
	分野	区分				
徳島県 滋賀県 兵庫県 和歌山県 鳥取県 香川県 愛媛県 高知県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	訪問看護ステーション開業要件である看護師等の配置基準(現状では常勤換算2.5人)を過疎地域において緩和する。		介護保険法第74条第1項、第2項、第3項 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第60条	厚生労働省
兵庫県、滋賀県、京都府、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の普及に向け、単独の訪問看護に準じた報酬単価の見直し	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の報酬単価を単独の訪問看護に準じた報酬単価に見直すこと。	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)	厚生労働省
兵庫県、滋賀県、京都府、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の普及に向け、オペレーターの資格要件の緩和等	定期巡回・随時対応型訪問介護看護におけるオペレーターの資格要件を介護職員初任者研修修了者(ヘルパー2級相当)に緩和すること。	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第3条の4	厚生労働省
兵庫県、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	軽費老人ホーム(ケアハウス)の費用徴収基準の見直しについて	「軽費老人ホーム(ケアハウス)の利用料等に係る取扱指針」における全額負担とする対象収入階層の引き下げ及び預貯金等の資産保有状況を勘案した「費用徴収基準」への見直し。	軽費老人ホームの利用料等に係る取扱指針 別表Ⅱ-1	厚生労働省
香川県 徳島県 高知県 愛媛県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	認知症初期集中支援チームのチーム員たる医師の要件の緩和	(具体的措置) チーム員たる医師の要件について、認知症サポート医であれば足りるとすること。 (理由) かかりつけ医を指導する立場にある認知症サポート医であれば、初期集中支援チーム員たる医師としてふさわしいと考えられるため。	介護保険法第115条の45第2項第6号 地域支援事業実施要綱(案)別記5 3(1)ウb②	厚生労働省

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁
	分野	区分				
釧路市	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	障害者総合支援法に係る基準該当事業所登録認可事務の改正について	地域のサービス供給状況を考慮して基準該当事業所の登録を判断することが現行制度の原則であるが、基準該当事業所の登録は、所在市町村で登録を行い、支給決定市町村で、サービス等利用計画により、地域のサービスの状況及び必要性等を判断し支給決定を行うことができないか。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第30条第1項第2号イ	厚生労働省
宇都宮市	医療・福祉	A 権限移譲	指定一般相談支援事業者の業務管理体制に係る届出の受理、勧告・命令等の権限の都道府県(指定都市)から中核市への移譲を求めるもの	指定一般相談支援事業者の業務管理体制に係る届出の受理、勧告・命令等の権限の都道府県(指定都市)から中核市への移譲を求めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の31、第51条の32、第51条の33	厚生労働省
三豊市	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	障害支援区分の医師意見書の緩和	市町村が障害支援区分を認定する際に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第11条の規定により、医師意見書が必要とされている。これを、知的障害者の支援区分更新の際には、利用者の負担軽減の観点から医師意見書の提出義務を廃止し、障害年金の申請・更新時の診断書や県の療育手帳発行・更新時の判定結果を活用し、認定調査員による調査内容と総合的に判断して支援区分を認定できるようにすることを求める。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第21条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第11条	厚生労働省
三鷹市	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	障害者総合支援法に基づく市町村検査事務の一部委託化	障害者総合支援法第10条に基づく市町村の指導検査事務について、介護保険法第24条の2の規定と同様の「指定市町村事務受託法人」制度を整備する。	障害者総合支援法第10条	厚生労働省

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁
	分野	区分				
岐阜市	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	特別支援学校高等部における就労継続支援B型事業利用に必要な就労移行支援事業の特例について	就労継続支援B型事業を利用できる対象者は、「就労移行支援事業を利用した結果、当該事業の利用が適当と判断された者」等と定められている。 特別支援学校高等部において、学校の各種実習や学校と事業所との連携協議等により就業に対する適性を確認することは可能であるため、形式的に就労移行支援事業の利用を義務付ける現行法制度運用を、就労移行支援事業を経なくても就労の適性を確認できた場合には、就労移行支援事業の利用を免除する制度に改められたい。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) 第二 3(5)就労継続支援B型サービス費	厚生労働省
兵庫県、滋賀県、大阪府、和歌山県、徳島県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	障害者総合支援法に基づき施設外において支援を行う場合の要件の緩和	施設外就労により就労している施設利用者について、月の利用日数のうち最低2日は事業所内における訓練目標に対する達成度の評価を行うこととされているが、「最低2日」の要件を撤廃すること。	「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について」の一部改正について(障障0331第3号 平成27年3月31日)5(2)①ア	厚生労働省
九州地方知事会	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	社会福祉法第7条第1項の規定による地方社会福祉審議会の調査審議事項の見直し	地方社会福祉審議会の調査審議事項(社会福祉法第7条第1項)については、「精神障害者福祉に関する事項」が除かれており、同事項を含めた障害者福祉に関する事項全般を調査審議することができないため、地域の実情に応じて調査審議事項を決定できるよう、規定の見直しを行うこと。	社会福祉法第7条第1項	厚生労働省
九州地方知事会	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	社会福祉法第11条第1項の規定による地方社会福祉審議会に係る専門分科会の設置の弾力化	地域社会福祉審議会には「身体障害者福祉専門分科会」が必置(社会福祉法第11条第1項)となっており、精神障害福祉を含めた障害者福祉全体に関する事項を調査審議するための専門分科会等が設置できないため、設置の弾力化を図り、地域の実情に応じた専門分科会の設置が可能となるよう、規定の見直しを行うこと。	社会福祉法第11条第1項	厚生労働省

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁
	分野	区分				
豊田市	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	民生委員の任期の始期又は終期の設定の条例委任	民生委員の任期の始期について、民生委員法第10条の規定により任期3年と、昭和28年法律第115号の改正附則第3項の規定により改正時の民生委員の任期の終期を昭和28年11月30日と定められているため、一齊改選が12月1日となっているが、この任期の始期又は終期の設定を条例委任する。	民生委員法第10条及び昭和28年法律第115号の改正附則第3項	厚生労働省
豊田市	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	生活保護受給世帯に対する代理納付事由の対象拡大	生活保護法第37条の2(保護方法の特例)において、「保護実施機関は、保護の目的を達成するために必要があるときは、(中略)被保護者が支払うべき費用であつて政令で定めるものの額に相当する金銭について、被保護者に代わり、政令で定める者に支払うことができる。」という規定を置き、代理納付事由を政令(生活保護法施行令第3条)に定めているが、その列挙事由を追記する。	生活保護法第37条の2、生活保護施行令第3条	厚生労働省
京都市	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	生活保護適正化に係る実施機関の調査権限の強化	実施機関の調査に対する回答義務について、現行法上は官公庁等に限られているが、不正受給事案の早期発見や生活保護制度のより適正な運営を可能とするためには民間事業者の協力が必要不可欠であるため、金融機関や就労先等の民間事業者にも拡大することを求める。	生活保護法第29条第2項	厚生労働省
京都市	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	徴収金と保護金品の相殺に当たっての受給者からの申出(同意)の省略	現行法上、受給者の申出(同意)がある場合に限って、徴収金と保護金品の相殺が可能となっているが、最低生活の維持に支障がない範囲内において同意を不要とすることを求める。	生活保護法第78条の2	厚生労働省
千葉市	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	被保護者の遡及年金受給に係る自治体の代理受領	生活保護受給者が公的年金の遡及分を受給した際、その受給分を自治体が本人に代わって受領できるよう、生活保護法を改正することを求める。	生活保護法第63条及び第78条	厚生労働省

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁
	分野	区分				
愛知県	雇用・労働	A 権限移譲	ハローワークの全面移管	全てのハローワーク(公共職業安定所)及び都道府県労働局の職業安定部(ハローワーク業務の統括部門)の事務・権限を都道府県へ移譲すること。	職業安定法第5条第3号 厚生労働省組織規則第762条	厚生労働省
山形県	雇用・労働	A 権限移譲	ハローワーク業務の都道府県への速やかな移譲	<p>職業安定、労働保険、労働基準等の労働行政及び職業訓練は、地域の雇用・就労ニーズに応じた一元的、総合的な対応が可能な地方に移管することが適当であることから、以下の業務については、本県を含む「一体的取組」の成果を検証したうえで、速やかに都道府県への移譲を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●職業安定法に基づき公共職業安定所が行う無料職業紹介業務 ●雇用保険法に基づく雇用保険の適用・認定・給付等 ●国以外の者が行う職業紹介事業、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の監督(地方自治体が行う無料職業紹介事業の監督) 	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省設置法第4条第1項第54号、第23条、第24条 ・職業安定法第5条第3号、第8条、第17条、第18条 ・厚生労働省組織規則第792条、第793条 ・雇用保険法第15条、第19条、第20条、第21条、第24条、第25条、第26条、第30条、第31条、第32条、第33条、第37条、第37条の3、第37条の4、第39条、第40条、第44条、第47条、第51条、第52条、第53条、第56条の3、第58条、第59条 ・職業能力開発促進法第26条の7 	厚生労働省
京都府 滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	雇用・労働	B 地方に対する規制緩和	ハローワーク求人情報の委託訓練機関等への提供	委託訓練及び認定職業訓練を行う民間機関について、職業紹介の許可を受けた機関でなくても、オンライン提供を受けた地方自治体からハローワークの求人情報を提供できるようにすることを求める	ハローワークの求人情報のオンライン提供利用規約(民間職業紹介事業者等)7、ハローワークの求人情報のオンライン提供利用規約(地方自治体等)7	厚生労働省
九州地方知事会	雇用・労働	B 地方に対する規制緩和	職業紹介行為の事業所要件の廃止	地方公共団体が直接又は民間職業紹介事業者に委託して職業紹介を実施する場合における、事業所で行うこととされている職業紹介行為を、事業所以外でも実施できるよう事業所要件を廃止すること。	職業安定法第30条、第31条、第32条の14、第32条の15、第33条の4第2項	厚生労働省

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁
	分野	区分				
大阪府 滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	雇用・労働	B 地方に対する規制緩和	都道府県が届出している職業紹介事業場所や民間事業者が許可された職業紹介事業場所以外でも職業紹介を可能とすること	都道府県が合同企業面接会を開催する場合(民間職業紹介事業者に委託して実施する場合を含む)には、都道府県が届出している職業紹介事業場所や民間事業者が許可された職業紹介事業場所以外でも職業紹介を可能とすることを求める。	職業安定法第33条 無料職業紹介事業許可基準	厚生労働省
栃木県	雇用・労働	A 権限移譲	労働時間等の設定の改善に関する特別措置法における「指導、援助等」権限の都道府県への付与	労働時間等の設定の改善に関する指導、援助等については、その地域の特性を踏まえたうえで、都道府県の行政事務として担うことで、効果的かつ効率的な行政事務の執行が可能となることから、当該事務の権限を都道府県へも付与する。	労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第3条第1項	厚生労働省
兵庫県、新潟県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	教育・文化	B 地方に対する規制緩和	地方公共団体が管理・運営を行う大学附属学校の公立大学法人への移管	地方公共団体が設置・運営する大学附属学校について、当該地方公共団体が設立する公立大学法人に移管することが可能となるよう、学校教育法及び地方独立行政法人法を改正すること。	学校教育法 第2条、附則第5条 地方独立行政法人法 第21条、第70条	総務省、文部科学省
兵庫県、新潟県、滋賀県、京都府、徳島県、関西広域連合	教育・文化	B 地方に対する規制緩和	地方公共団体が実施する公立大学法人の施設整備等について、法人の資金調達による実施へ移行させるための長期借入規制の緩和	地方公共団体(設立団体)が起債等を充当し実施している公立大学法人の施設整備について、法人自らの資金調達による実施へ移行させるため、法人の長期借入に係る規制を緩和すること。	地方独立行政法人法 第41条	総務省・文部科学省
福井県	教育・文化	B 地方に対する規制緩和	JETプログラムの特に優れていると認められたALTの任用期間の要件の撤廃	(財)自治体国際化協会が実施するJETプログラムの特に優れていると認められたALTの任用期間の要件を撤廃すること	JETプログラム任用団体マニュアル募集要項	総務省 外務省 文部科学省

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁
	分野	区分				
関西広域連合 (共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	教育・文化	A 権限移譲	大学設置認可に係る事務・権限の移譲	大学設置認可の基準に地域貢献等の項目を追加するとともに、広域連合区域内に設置する大学に関する認可権限の移譲を求める。	学校教育法第4条、第95条 私立学校法第4条、第8条 大学設置基準	文部科学省
関西広域連合 (共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	教育・文化	A 権限移譲	地方大学の設置・充実を図るための事務・権限の移譲	地方大学の新規設置・拡充がなされる場合における補助金の補助条件の見直しを行うとともに、補助金交付事務の移譲を求める。	私立大学等経常費補助金交付要綱等	文部科学省
関西広域連合 (共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	教育・文化	A 権限移譲	地方大学における留学生対策の充実のための事務・権限の移譲	地方大学による外国人留学生の増加のための取組に対する補助金の補助条件の見直しを行うとともに、補助金交付事務の移譲を求める。	私立大学等経常費補助金交付要綱等	文部科学省
愛知県	教育・文化	B 地方に対する規制緩和	高校生等奨学給付金制度に係る給付要件の見直し(県外在学者)	高校生等奨学給付金は、保護者等が在住している都道府県が給付金を支給する制度となっているが、県外の高等学校等に通学する子どもを持つ保護者等の把握が困難であることなどから、類似する高等学校等就学支援金制度(国による授業料支援)に合わせ、生徒が在学している学校のある都道府県が給付する制度とすること。	高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱	文部科学省
愛知県	教育・文化	B 地方に対する規制緩和	高等学校卒業程度認定試験関連業務に係る国と県の役割分担の明確化	高等学校卒業程度認定試験関連業務のうち、国と県の本来の役割分担を踏まえ、県が任意で協力している事務について、国で実施すること。	高等学校卒業程度認定試験規則	文部科学省

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁
	分野	区分				
愛媛県	教育・文化	B 地方に対する規制緩和	通級による指導の対象となる障害の種類の見直し	知的障害を通級による指導の対象に加える。	学校教育法施行規則第140条 【通知】 平成25年10月4日付け25文科初第756号 障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知) 教育支援資料～障害のある子供の就学手続きと早期からの一貫した支援の充実～ (平成25年10月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課)	文部科学省
松江市	教育・文化	B 地方に対する規制緩和	公立幼稚園における設置者管理主義の規制緩和	公立幼稚園へ指定管理者制度を導入し、民間への委託を可能とするよう、学校教育法第5条に規定する設置者管理主義を規制緩和するもの。	学校教育法第5条	文部科学省
神奈川県	教育・文化	B 地方に対する規制緩和	特別支援学校における教職員以外の医療職等の配置の緩和	特別支援学校における幼児・児童・生徒の障害の重度化・多様化への対応や地域センター的機能の強化、就労支援の充実のため、(1)教員定数を用いて、医療職や福祉職等、教員以外の職員を定数配置化したり、(2)特別支援学校における教職員以外の医療職等の配置を柔軟に行えるようにするために、標準化法にいう「教職員」に看護師等の医療職を含めるなど配置の緩和を図る。	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第2条第3項	文部科学省
神奈川県	教育・文化	B 地方に対する規制緩和	スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーに係る学校職員としての位置づけ及び標準法による定数化	スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを新たに学校職員として位置づけ、標準法において定数配置化する。	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第2条第3項	文部科学省

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁
	分野	区分				
神奈川県	教育・文化	B 地方に対する規制緩和	教育支援センター(適応指導教室)の専任教員に係る学校職員としての位置づけ及び標準法による定数化	教育支援センター(適応指導教室)の専任教員を新たに学校職員として位置づけ、標準法により定数配置化する。	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第2条第3項	文部科学省
宮城県	教育・文化	B 地方に対する規制緩和	学校医等について、個人に限らず医療機関等への委託等を可能とする規制緩和	学校医、学校歯科医及び学校薬剤師について、個人への委嘱に限らず、医療機関等に学校医等の派遣について委託等ができるよう学校保健安全法第23条の改正を求めるもの。	学校保健安全法第23条 労働基準法第24条	文部科学省
京都市	教育・文化	A 権限移譲	私立幼稚園の設置等の認可権限及び財源の移譲	私立幼稚園の設置等の認可権限及び財源について、指定都市への移譲を求める。	学校教育法第4条第1項第3号	文部科学省
横浜市	教育・文化	A 権限移譲	私立幼稚園の認可権限等の移譲	現在、道府県が行っている「私立幼稚園の認可」、認可に必要な答申を審議する「私立学校審議会の設置運営」、私立幼稚園への「運営指導」及び「補助金交付」にかかる事務の権限・財源を指定都市に移譲。	私立学校法第9条、私立学校振興助成法第9条、学校教育法第4条	文部科学省
神奈川県	環境・衛生	B 地方に対する規制緩和	管理捕獲従事者に係るライフル銃の所持許可の適用	派遣委託により県に配置され、管理捕獲を行うワイルドライフレンジャーを銃砲刀剣類所持等取締法に規定する「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」に含め、猟銃の所持経験が10年未満でもライフル銃を所持できるよう運用を改善する。	銃砲刀剣類所持等取締法第5条の2第4項第1号	内閣府(警察庁)

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁
	分野	区分				
福井市	環境・衛生	B 地方に対する規制緩和	空き家の利活用における旅館業法の規制緩和	地方への移住促進と空き家の解消を図るため、売買・賃貸することを前提としている空き家物件への短期居住については、旅館業法の許可の対象外とする。	旅館業法第3条第1項	厚生労働省
群馬県 福島県 新潟県	環境・衛生	B 地方に対する規制緩和	都市農村交流等を目的とした農家宿泊体験における旅館業法の適用除外	都市・農村交流を目的に農村が「地域」で都市住民等を受け入れて農家に宿泊させる農家民泊(※)の場合、旅館業法の適用を除外する。 ※教育等を目的として実施される農林家で生活を体験させるための宿泊(ホームステイ)。農村余暇法で定める「農林漁業体験民宿業」ではない。	旅館業法第3条第1項	厚生労働省
兵庫県、滋賀県、関西広域連合	環境・衛生	B 地方に対する規制緩和	非農林漁業者が農林漁業体験民宿業を行う場合においても旅館業法施行令及び施行規則の特例措置が受けられるよう適用要件の緩和	旅館業法においては、特例として、農林漁業者が農林漁業体験民宿業を行う場合に限り、客室面積が33平方メートル未満であっても営業を認めているが、農林漁業者以外の者が「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」に規定する農林漁業体験民宿業を行う場合も、この特例措置が適用されるよう適用要件を緩和すること。	旅館業法第5条第1項4号	厚生労働省
宇都宮市	環境・衛生	B 地方に対する規制緩和	近隣水道事業者との受給水に係る認可変更手続きの簡素化	給水区域及び給水人口を変更する場合、事業変更の届出において、給水人口及び給水量を記載することとなっているが、小規模な給水区域の変更に限り、「給水人口及び給水量の算出根拠」の提出省略、または、「水道事業等の認可の手引き」において、前回の水需要予測の結果を用いることのできるケースとして、「小規模な給水区域の変更」の明文化を求めるもの	・水道法施行規則第8条の2 ・水道事業等認可の手引き(昭和60年6月厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課事務連絡)	厚生労働省
神奈川県	環境・衛生	B 地方に対する規制緩和	動物生態調査用遠隔測定発信器に係る火薬類取締法の規制緩和	野生動物対策を効果的に進めるために、一定量以下の火薬類を使用する動物生態調査用遠隔測定発信器について、無許可譲受での購入を可能とする、又は、届出制とする等の取扱いとする。	火薬類取締法第17条第1項	経済産業省

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁
	分野	区分				
滑川市	環境・衛生	A 権限移譲	採取計画の認可事務等の都道府県から市町村への移譲	県等が所管する砂利採取法に基づく権限のうち、砂利採取計画の認可事務等について、市町村がその役割を適切に担えるよう権限移譲を求めるもの。	砂利採取法 ・採取計画の認可 《法第16条》 ・認可の基準 《法第19条》 ・変更の認可等 《法第20条第1項・同2項・同3項》 ・認可採取計画の変更命令 《法第22条》 ・緊急措置命令等 《法第23条第1項・同2項》 ・廃止の届出 《法第24条》 ・認可の取消し等 《法第26条》 ・報告の徴収 《法第33条》 ・立入検査等 《法第34条2項》 ・都道府県知事への通報等 《法第36条第3項》 ・聴聞の特例 《法第38条第1項》 ・国等に対する適用 《法第43条》	経済産業省
福井市	環境・衛生	B 地方に対する規制緩和	下水道管渠の更生工法に対する交付対象条件の緩和	下水道管渠の更生工法について、適用すべき基準の要求性能を満たして居るかの確認は、日本下水道新技術機構が審査認定した工法(建設技術審査証明)であれば、個別協議の際に事務手続きの簡素化をお願いしたい。	下水道管きよの更生工法による改築に関する交付対象の運用について(平成26年7月25日付け下水道事業課企画専門官事務連絡)	国土交通省
関西広域連合(共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	環境・衛生	A 権限移譲	国立公園の管理に係る地方環境事務所長権限の移譲	国立公園の各区域内の行為許可権限、立入認定権限等の地方環境事務所長権限について、関西広域連合への移譲を求める。	自然公園法第20条第3・6・7・8項、第21条第3・6・7項、第22条第3・6・7項、第23条第3項第7号、第24条、第30条、第32条、第33条、第34条、第35条	環境省
兵庫県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	環境・衛生	A 権限移譲	国立公園の管理に係る近畿地方環境事務所長権限の移譲	一つの都道府県内で区域を完結する国立公園の特別地域、特別保護地区、海域公園地区の各区域内における行為の許可権限、利用調整地区の区域内への立入制限期間内の立入の認定権限、普通地域の届出受理権限等(地方環境事務所長へ委任されている各権限に限る。中止命令、報告徴収、立入検査を含む。)を都道府県に移譲すること。 また、関西広域連合で区域を完結することができる国立公園の権限については、広域連合に移譲すること。	自然公園法第20条から第37条	環境省

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁
	分野	区分				
関西広域連合 (共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	環境・衛生	A 権限移譲	国定公園に関する公園計画の決定等権限の移譲	国定公園に関する公園計画の決定等権限について、関西広域連合への移譲を求める。	自然公園法第7条第2項、第8条第2項	環境省
兵庫県、鳥取県、徳島県	環境・衛生	A 権限移譲	国定公園の公園計画決定等権限の移譲	国定公園に関する公園計画の決定権限を、都道府県へ移譲すること。また、複数県にまたがる国定公園については、広域連合に移譲すること。	自然公園法第7条第2項及び第8条第2項	環境省
山梨県	環境・衛生	A 権限移譲	国立公園の特別地域内における迷惑行為への指示についての都道府県への権限移譲	自然公園法第37条第2項の国立公園の特別地域内の指示権限は国の職員にしか与えられていないとの見解が示されていることから、都道府県職員も指示することができるよう権限移譲する。	自然公園法 自然公園法施行令	環境省
さいたま市	環境・衛生	B 地方に対する規制緩和	一般廃棄物処理の処分及び収集運搬についての委託要件の緩和	事業者がDBOやDBMといったPPP手法等により、廃棄物処理業者へ包括的に運営を委託した場合、現行の廃棄物処理法により、再委託が禁止されている廃棄物の処分、収集運搬について、廃棄物処理業者へ再委託できるよう、要件の緩和をお願いしたい。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第6条の2第6項 第7条第14項	環境省
富山県	環境・衛生	B 地方に対する規制緩和	自社の中間処理残渣に対する廃棄物処理に関する規制の緩和	現在取引価値がないため廃棄物として扱われている産業廃棄物中間処理残渣について、バイオマス燃料として確実かつ適切に利用することができるものについては、取引価値がなくても廃棄物として扱わない解釈とするよう「行政処分の指針について(通知)」の改正を提案する。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条、第15条、第15条の2、平成25年3月29日付け 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知「行政処分の指針について(通知)」	環境省

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁
	分野	区分				
栃木県	環境・衛生	B 地方に対する規制緩和	最終処分場の立地規制基準の設定及び地域の裁量規定の導入	最終処分場の設置許可基準を定めている廃棄物処理法第15条の2第1項2号における「適正な配慮」の具体例として、最終処分場が過度に集中する地域に対する総量基準や距離制限などを明文化するとともに、最終処分場の設置許可に地域の実情を反映させるため、地方の裁量を認める規定を盛り込む。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2第1項2号	環境省
岡山県 中国地方知事会	環境・衛生	B 地方に対する規制緩和	瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可手続の見直し	現状では、排水口における水量水質に全く変更がなくても特定施設を更新するというだけで、また、間接冷却水を増加させる場合に既存の排水口からではなく新設の排水口から排出するというだけで、事前の水質影響評価や申請後3週間の告示縦覧が必要であるなど、極めて不合理な制度となっており、地域の事業活動を妨げる要因となっているので、事前の水質影響評価及び申請後の告示縦覧は、特定施設の設置の場合であっても汚濁負荷量の増加がある場合に限定するべきである。	瀬戸内海環境保全特別措置法第5条及び第8条	環境省
長崎県	環境・衛生	B 地方に対する規制緩和	狩猟免許の有効期間の延長	現行の鳥獣保護法では、狩猟免許の有効期間は免許の種類に関わらず一律基本3年とされている。狩猟免許のうち、市町村が指名・任命する鳥獣被害対策実施隊が所持するわな猟免許にあっては、狩猟免許の有効期間を6年に延長すること。	鳥獣保護管理法 第44条	環境省
徳島県 兵庫県 鳥取県 香川県 高知県 京都市	環境・衛生	B 地方に対する規制緩和	狩猟免許の有効期間の延長	狩猟免許の有効期間を地域の判断で設定できる(延長する)ものとする。	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第44条第2項	環境省
徳島県 兵庫県 和歌山県 鳥取県 香川県 愛媛県 高知県	環境・衛生	B 地方に対する規制緩和	浄化槽市町村整備推進事業における「複数戸に1基の浄化槽の設置」についての要件緩和	浄化槽市町村整備推進事業において、浄化槽は1戸に1基が原則で、敷地内に浄化槽を設置する場所がない場合等以外は複数戸に1基の共有設置は認められない。 市町村設置型の更なる効率的な整備の実施や住民の負担軽減を図るため、事業要件を緩和し、複数戸に1基の共有浄化槽を一般化する。	浄化槽市町村整備推進事業実施要綱第3	環境省

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁
	分野	区分				
兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	環境・衛生	B 地方に対する規制緩和	化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画の環境大臣への協議及び同意の緩和	都道府県が水質汚濁物質の総量削減計画を策定する際には、環境大臣への同意付き協議が必要とされているが、総量削減計画における削減目標量に変更がない場合は、同意付き協議を不要とする。	水質汚濁防止法第4条の3第3項	環境省
長野県	産業振興	B 地方に対する規制緩和	県有特許権の無償貸与に係る議会議決の不要化	県有特許権を共同研究企業へ無償で貸与する際に、地方自治法(以下「法」という。)で定められている議会の議決を不要とする。	地方自治法第237条第2項	総務省
香川県 徳島県	産業振興	A 権限移譲	創業支援事業計画の認定権限の都道府県への移譲	創業から創業後のフォローアップまで一貫した支援を、地方が、地域の実情に応じて、主体的・効果的に実行できるよう次のとおり提案する。 ① 創業支援事業計画の認定権限の都道府県への移譲 ② 創業・第二創業促進補助金に係る権限及び交付事務に係る財源を都道府県へ移譲	産業競争力強化法 第113条、114条、137条3項 創業・第二創業促進補助金	総務省・経済産業省
岐阜市	産業振興	B 地方に対する規制緩和	卸売市場整備基本方針における中央卸売市場再編基準の見直し	第9次卸売市場整備基本方針において、「第2 1(5)中央卸売市場(食肉卸売市場を除く。)」であって、次に掲げる指標のうち3以上の指標に該当するものは、再編に取り組むこと」とされているが、そのうち、以下の指標について見直しを行うこと。 指標①の開設区域内の需要量について、水産物の卸売市場経由率を考慮した指標の設定に見直すこと。 指標②の水産物の基準数値について、実態に即し、地方の実情や、市場の環境等を考慮した取扱数量の設定に見直すこと。	卸売市場整備基本方針第2 1(5)	農林水産省
岐阜市	産業振興	B 地方に対する規制緩和	中央卸売市場における仲卸店舗の消費者への定期的な開放	市場のPRや活性化を図るため、仲卸店舗の消費者への定期的な開放が図れるよう、「中央卸売市場における業務運営について(H12.3.31 12食流第746号)」で記載のある仲卸業者の市場内での小売行為の明確化を図ること。	中央卸売市場における業務運営について第1 2(4)	農林水産省

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁
	分野	区分				
埼玉県	産業振興	B 地方に対する規制緩和	コーポレートガバナンス 設備に係る緑地率等の緩和	工場立地法施行規則第4条の「緑地以外の環境施設」として、コーポレートガバナンス設備を追加すること。	工場立地法施行規則第4条	経済産業省
全国町村会	産業振興	A 権限移譲	工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定権限等の都道府県から町村への移譲	工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定権限等の都道府県から町村への移譲	工場立地法第4条の2、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条等	経済産業省
栃木県	産業振興	A 権限移譲	工場立地法における緑地面積率等に係る地域準則の条例制定権及び届出等の事務の町村への移譲	工場立地法の緑地面積等に係る地域準則の条例制定権限及び届出等の権限を都道府県から町村へ移譲する。	工場立地法第4条の2、第6条～第10条	経済産業省
千葉市	産業振興	A 権限移譲	企業立地促進法に基づく基本計画の協議申請及び企業立地計画・事業高度化計画の認証に係る権限の移譲	企業立地促進法に基づく基本計画の作成にあたり、指定都市の市域内のみを対象とする基本計画については、これまで都道府県と連名で行っていた協議申請を、指定都市単独で申請ができるようにすることを求める。 あわせて、事業者が各種支援措置を受けるために必要な「企業立地計画」及び「事業高度化計画」の承認権限を、都道府県から指定都市に移譲することを求める。	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第5条、第14条及び第16条	経済産業省
松山市	産業振興	A 権限移譲	中心市街地活性化法における大規模小売店舗の立地に係る特例区域指定権限等の中核市への移譲	現在、都道府県が持っている大規模小売店舗立地法に関する届出の事務処理と中心市街地の活性化に関する法律の大規模小売店舗立地法の特例区域(特例1種、特例2種)の設定に関する事務処理や権限を県から中核市に移譲してもらいたい	中心市街地の活性化に関する法律第37条、38条、39条、65条 大規模小売店舗立地法第5条、6条、8条、9条等	経済産業省

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁
	分野	区分				
三鷹市	産業振興	B 地方に対する規制緩和	大規模小売店舗立地法における店舗面積当たり日来客数及び自動車分担率の原単位の緩和	店舗面積当たり日来客数と自動車分担率について、東京都の特別区内における原単位の扱いを、既成市街地でも適用できるよう、指針の基準を見直す。	大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針(平成19年2月1日経済産業省告示16号) 注2)「人口」とは、立地市町村の行政人口をいう。(「C:自動車分担率」について同じ。)なお、東京都の特別区内に当該店舗が存在する場合は、「日来客数」については「人口40万人以上」の、「自動車分担率」については「人口100万人以上」の原単位を用いるものとする。	経済産業省
富山県	産業振興	B 地方に対する規制緩和	LPガス新型バルクローリに係る高圧ガス保安法上の許可を受ける義務の廃止	LPガス新型バルクローリ※1について、民生用は液石法※2の充てん設備の許可を受け、工業用は高圧ガス保安法(高圧法)の移動式製造設備の許可を受けて使用されているが、適用される技術基準は同等であり、一部の規定は液石法が優先して適用されることから、高圧法の許可を不要とする。 具体的には、新型バルクローリについて液石法の許可を受ければ、高圧法の許可を受けたものとみなす規定を液石法又は高圧法に規定する制度改正を提案する。 ※1 LPガスをタンクに充てんするためのポンプを有するタンクローリで、一定の安全装置等を備えるもの ※2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	液石法 第37条の4第1項 高圧ガス保安法 第5条第1項(又は第14条第1項)	経済産業省
富山県	産業振興	B 地方に対する規制緩和	高圧ガス保安法におけるコールドエバポレータに係る第二種貯蔵所届出義務の廃止	高圧ガス保安法の「第二種製造者」として届け出た「一定規模のコールドエバポレタ」については、同法の「第二種貯蔵所」としての届出は不要とする。 具体的には、帳簿の記載・保存義務を第二種製造者に課すとともに、コールドエバポレータについて第二種製造者の届出をもって第二種貯蔵所の届出とみなす規定を高圧ガス保安法に規定することを提案する。	高圧ガス保安法 第5条第2項第1号 第17条の2第1項 第60条	経済産業省
岐阜市	産業振興	B 地方に対する規制緩和	特級基準分銅の検査証印有効期間の延長	基準器検査規則第21条の二のハにより、有効期間が3年に定められているが、一級基準分銅の有効期間と同様、5年と緩和していただきたい。	計量法第104条第2項 基準器検査規則第21条の二のハ	経済産業省

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁
	分野	区分				
栃木県	産業振興	A 権限移譲	中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業の都道府県への移譲	各都道府県の中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援の体制整備に必要な「よろず支援拠点」及び「コーディネーター」選定等の事務を、必要となる人員、財源とともに、中小企業庁から各都道府県へ移譲する。	中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業公募要領	経済産業省(中小企業庁)
神奈川県	産業振興	A 権限移譲	中小企業・小規模企業者ワンストップ総合支援事業(よろず支援拠点事業)の移譲等	県が行っている中小企業支援事業の更なる強化を図るため、国が実施している中小企業支援事業(よろず支援拠点事業)の移譲又は国・県で協調した事業の実施を求める。	中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業公募要領	経済産業省(中小企業庁)
京都市	産業振興	B 地方に対する規制緩和	セーフティネット保証(5号:業況の悪化している業種)の認定要件への「利益率減少」の追加等及び指定業種の見直し	中小企業への支援を充実し、地域の維持・発展を図るために、円安による原材料の高騰等にも対応するよう、認定要件に「利益率減少」を加えるとともに、とりわけ事業基盤が比較的脆弱な小規模企業については、認定要件の更なる緩和を求める。 併せて、指定業種の見直しを求める。	中小企業信用保険法第2条第5項第5号 特定中小企業者認定要領4(5)	経済産業省
兵庫県、滋賀県、京都府(1)のみ、和歌山県、関西広域連合	産業振興	A 権限移譲	小規模支援法に基づく経営発達支援計画の認定、変更等に係る経済産業大臣権限の都道府県への移譲	小規模支援法(商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律)に基づき (1)商工会・商工会議所が作成する「経営発達支援計画」に関する認定・公表、変更、取り消しの権限を都道府県に移譲すること。 (2)改正小規模事業者支援法に基づく伴走型支援に係る事務権限(補助要件の設定、公募、審査・採択、補助金交付等)を移譲すること。	小規模支援法第5、6条 改正小規模事業者支援法に基づく伴走型支援に関する補助金	経済産業省(中小企業庁)
神奈川県	産業振興	A 権限移譲	中小企業再生支援に関する事務の移譲等	県が、創業から再生まで、企業の成長段階に応じた一貫した支援を主体的に実施するため、国が行っている中小企業再生支援事業の移譲又は県の関与の拡大を求める。	産業競争力強化法第127条、第128条	経済産業省(中小企業庁)

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁
	分野	区分				
埼玉県	産業振興	A 権限移譲	創業支援に関する事務・権限の都道府県への移譲	経済産業局等が行っている創業支援に関する事務・権限を都道府県へ移譲し、集中させること。	経済産業省組織規則第231条19号等 創業・第二創業促進補助金募集要項	経済産業省、経済産業省(中小企業庁)
京都府 兵庫県、鳥取県、徳島県	産業振興	B 地方に対する規制緩和	地域団体商標の申請手続の簡略化	地域団体商標の周知性に係る出願人所在地以外の都道府県については情報提供のみを行い、照会を廃止する	商標法第7条の2 商標法第77条第2項 特許法第194条2項 調査事項に対する回答要領2(1)	経済産業省(特許庁)
愛媛県	産業振興	B 地方に対する規制緩和	原子力発電施設設立地地域共生交付金の交付対象事業への弾力的な充当	当交付金は県が作成し、国の承認を受けた地域振興計画に基づき交付されるものであるが、入札減少金が生じ、執行額が事業ごとの計画額を割り込んだ場合には、他の事業に充当できず、交付限度額どおりの交付を受けることができない。 原子力発電施設設立地地域共生交付金交付規則第3条第3項に規定する大臣の承認が必要な地域振興計画の柔軟な変更等により、交付金が地方の実施事業に十分活用できるような制度としてほしい。	原子力発電施設設立地地域共生交付金交付規則第3条	経済産業省(資源エネルギー庁)
愛媛県	産業振興	B 地方に対する規制緩和	核燃料サイクル交付金の交付対象事業への弾力的な充当	当交付金は県が作成し、国の承認を受けた地域振興計画に基づき交付されるものであるが、入札減少金が生じ、執行額が事業ごとの計画額を割り込んだ場合には、他の事業に充当できず、交付限度額どおりの交付を受けることができない。 核燃料サイクル交付金交付規則第3条第3項に規定する大臣の承認が必要な地域振興計画の柔軟な変更等により、交付金が地方の実施事業に十分活用できるような制度としてほしい。	核燃料サイクル交付金交付規則第3条	経済産業省(資源エネルギー庁)
東京都	消防・防災・安全	B 地方に対する規制緩和	災害時における放置車両の移動権限の付与等	大規模災害発生時における救出救助をはじめとした災害対策活動の展開に必要な緊急輸送ルートを円滑かつ迅速に確保するため、災害対策基本法の改正など法令の整備により、臨港道路の管理者に対しても、自ら立ち往生車両や放置車両の移動等を可能にし、やむを得ない限度での破損を容認するとともに、併せて損失補償を規定するといった放置車両等の移動等に関する権限を付与するなど、放置車両対策の強化に係る所要の措置を講じること。	災害対策基本法第76条の4、第76条の6	内閣府、国土交通省

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁
	分野	区分				
関西広域連合 (共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	消防・防災・安全	A 権限移譲	大規模災害における広域連合の代行	大規模広域災害発生時、府県庁自体が人的・物的に甚大な被害を受け機能不全に陥った場合に備え、関西広域連合が代行する規定の創設を求める。	災害対策基本法 第86条の13	内閣府
兵庫県、滋賀県、大阪府、鳥取県、徳島県、	消防・防災・安全	B 地方に対する規制緩和	災害救助法の弾力的な運用(大規模災害における住宅の応急修理等の手続きの見直し)	国が指定する大規模災害時における住宅の応急修理や障害物の除去について、現金給付や被災者の個人発注を認めるなど、手続きの大幅な省略又は手順変更の容認。	災害救助法第4条第1項第6号、第2条 災害救助法施行令第3条	内閣府
京都府 関西広域連合、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	消防・防災・安全	B 地方に対する規制緩和	被災者生活再建支援制度について、一連の災害であれば都道府県・市町村域をまたがる災害でも全ての被災団体を支援の対象とすることを求める。	被災者生活再建支援法第2条第2号 被災者生活再建支援法施行令第1条	内閣府	
徳島県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 和歌山県 鳥取県 香川県 愛媛県 関西広域連合	消防・防災・安全	B 地方に対する規制緩和	被災者生活再建支援制度の適用拡大	現在の「被災者生活再建支援制度」では、全壊や大規模半壊などに限定されているが、半壊や床上浸水の被害でも、日常生活に大きな支障が生じている。また、同じ災害による被害でも、住宅全壊被害が10世帯未満の市町村に居住する被災者には支援金が支給されないなど、制度上の不均衡があるため、半壊や床上浸水についても、適用対象とし、一部地域が支援法の対象となるような自然災害が発生した場合には、全ての被災区域を支援の対象とする。	被災者生活再建支援法第2条第1項第2号 被災者生活再建支援法施行令第1条	内閣府

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁
	分野	区分				
笠間市	消防・防災・安全	B 地方に対する規制緩和	市道における一時停止の交通規制の警察署長権限を恒久的なものへ拡大	都道府県公安委員会が許可する指定場所における一時停止の交通規制の権限について、道路交通法施行令第3条の2第1項第8号の適用期間が1ヶ月を超えないものではなく、地域の状況を十分に把握している警察署長の判断により恒久的に許可をいただけるよう改正を強く要望します。	道路交通法第4条第1項、第5条、第43条 道路交通法施行令第3条の2第1項第8号	内閣府(警察庁)
春日井市	消防・防災・安全	A 権限移譲	公安委員会が市道に設置した停止線の補修について	停止線の補修について、公安委員会との協議を経て、道路管理者において実施できる。	道路交通法第4条	内閣府(警察庁)
愛知県	消防・防災・安全	B 地方に対する規制緩和	緊急消防援助隊設備整備費補助金に係る変更承認事務の都道府県知事への委任	緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱に定める消防庁長官の承認を要する事務のうち、交付決定後の入札減による補助金額の変更承認事務については都道府県知事へ委任すること。	補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律及び同法第26条に関する告示(平成12年5月12日自治省告示第106号「予算科目に係る補助金のうち補助事業者が市町村であるものの交付に関する事務を都道府県の知事が行うこととした件」)	総務省消防庁
岐阜市	消防・防災・安全	B 地方に対する規制緩和	水防団の所掌事務及び公務補償の範囲拡大	水防団の所掌事務は、水防法の規定により水防事務に限定されている。地震等の大規模災害では事前準備と初動対応が重要であり、水防団の組織力、救助能力等を十分に活用したい。 そこで、水防団の所掌事務に、消防団のその一部(消防力の整備指針(平成12年消防庁告示第1号)第38条第3号に規定する「救助に関する業務」(「大規模災害時」という条件のもとで。)・第4号に規定する「地震、風水害等の災害の予防、警戒、防除等に関する業務」)を追加するよう法的な位置付けをし、また、公務として災害補償も明記されたい。	水防法第1条、5条、第6条2項 災害対策基本法第84条	総務省 国土交通省
全国市長会	消防・防災・安全	B 地方に対する規制緩和	火災信号及び津波警報標識におけるサイレン吹鳴パターンの重複の解消	消防法施行規則で定める火災信号のうち「近火信号」及び「出場信号」のサイレン音の吹鳴パターンと、予報警報標識規則で定める津波警報標識の「大津波警報」及び「津波警報」の吹鳴パターンが重複していることで、災害発生時における消防団員や住民等の適切な避難行動に混乱を來す懸念があるため、吹鳴パターンの重複解消に向けた見直しを提案する。	・消防法第18条第2項 ・消防法施行規則第34条 ・気象業務法第24条 ・気象業務法施行規則第13条 ・予報警報標識規則第4条	総務省(消防庁) 国土交通省(気象庁)

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁
	分野	区分				
西予市	消防・防災・安全	B 地方に対する規制緩和	救急隊編成基準の特例拡大	消防法施行規則第50条で定める救急隊編成の基準の特例を拡大して、地域を限定したうえで救急隊員2名で救急業務を実施できるようにする。	消防法施行令第44条 消防法施行規則第50条 過疎地域自立促進特別措置法	総務省 消防庁
指定都市市長会	消防・防災・安全	A 権限移譲	高圧ガスの製造等の許可等に係る事務・権限(特定製造事業所等に係るもの)の指定都市への権限移譲	「平成26年の方針等に関する対応方針」(平成27年1月30日閣議決定)において、指定都市の区域内における高圧ガスの製造等の許可等に係る事務・権限(特定製造事業所等に係るもの)を都道府県から指定都市に移譲するとされ、法令整備が進められているが、特定製造事業所等に係るものについても指定都市に移譲する。	改正後の高圧ガス保安法第79条の3	経済産業省
福井県	消防・防災・安全	B 地方に対する規制緩和	安定ヨウ素剤事前配布に係る手続きの簡素化	・配布対象年齢到達時、転入時、3年ごとの更新時の配布手続きについて、問診内容に変更が無い等の場合は説明会への参加を省略し、また、市町村役場や薬局で配布できること ・転出時、死亡時等の古い安定ヨウ素剤の回収手続きについて、地方公共団体の回収義務をなくし、住民により廃棄できること	原子力規制委員会「原子力災害対策指針」 原子力規制庁原子力災害対策・核物質防護課の解説書「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」	環境省(原子力規制委員会、原子力規制庁)
福井市	土木・建築	A 権限移譲	サービス付き高齢者向け住宅に関する権限の移譲	高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条に基づく、高齢者居住安定確保計画の策定権限について、希望する市町村への移譲を求める。 また、同計画を定めた市町村に対する登録等の事務も、上記権限の移譲を前提として、併せて移譲を求める。	高齢者の居住の安定確保に関する法律 第4条、第5条、第7条 国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則 第8条から第11条、第15条	厚生労働省、国土交通省
兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	土木・建築	B 地方に対する規制緩和	公営住宅の目的外使用の対象となる社会福祉事業等は、グループホーム事業等が認められているが、対象事業に老人福祉法第5条の2に規定する「小規模多機能型居宅介護事業」等を追加するとともに、事後承認とするよう規制を緩和すること。	公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令第1条、第2条	国土交通省 厚生労働省	

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁
	分野	区分				
福井県	土木・建築	B 地方に対する規制緩和	複数年契約を行う大規模な木造公共施設等への支援	大規模な木造公共施設等の整備については、木材調達や工事に複数年を要することから、複数年での契約の場合でも補助対象となるよう制度を見直すこと	「森林・林業再生基盤づくり交付金実施要領の運用について」第4の1	農林水産省(林野庁)
京都市	土木・建築	B 地方に対する規制緩和	傾斜基準の見直し(宅地造成等規制法と土砂災害防止法の基準統一)	宅地造成等規制法上「擁壁を要しない」とされる基準と、土砂災害防止法上「急傾斜地」とされる基準が異なるため、法改正を行い、統一することを求める。	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第2条第1号イ 宅地造成等規制法施行令第6条第1項第1号	国土交通省
埼玉県	土木・建築	B 地方に対する規制緩和	コージェネレーション面的利用時の廃熱利用機器に係る容積率の緩和	平成23年3月25日付け国交省通知(技術的助言)及び建築基準法第52条第14項第1号の許可準則において、廃熱の供給側であるコージェネレーション設備だけでなく、廃熱を別建物で利用する場合の廃熱の受入側設備も容積率制限の特例として明記すること。	国住街第188号平成23年3月25日付け「建築基準法第52条第14項第1号の規定の運用等について(技術的助言)」 建築基準法第52条第14項第1号の許可準則	国土交通省
豊田市	土木・建築	B 地方に対する規制緩和	特定行政庁における定期点検の対象建築物・建築設備に関する規制緩和	建築基準法第12条第2項および第4項(昇降機を除く)の定期点検の対象建築物・建築設備について、法第12条第1項および第3項同様、特定行政庁が指定することができるよう法改正を求める。	建築基準法第12条第2項、第4項	国土交通省
埼玉県	土木・建築	B 地方に対する規制緩和	公営住宅建替事業の施行要件の緩和	公営住宅の建替えに伴う団地の集約化や廃止を計画的かつ円滑に行うため、公営住宅法第2条第15号の「現地要件」を緩和し、非現地で法定建替事業が行えるよう法改正を行うこと。	公営住宅法第2条第15号	国土交通省

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁
	分野	区分				
豊田市 松山市	土木・建築	B 地方に対する規制緩和	公営住宅の明渡し請求に係る収入基準の条例委任	入居収入基準を超える高額の収入として定められている(令第9条第1項)収入基準を、事業主体が条例で定めるように改正。	公営住宅法第29条	国土交通省
京都府 兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	土木・建築	B 地方に対する規制緩和	一部入居者の公営住宅の収入申告において職権認定を可能とする	公営住宅法第16条第1項により、家賃の決定は入居者の収入申告が前提とされているが、生活保護受給者等については、申告がなくても事業主体による職権認定を可能とし、申告忘れ等により、近傍同種家賃が設定され、滞納に陥ることを防止する。	公営住宅法第16条第1項	国土交通省
京都府 関西広域連合、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	土木・建築	B 地方に対する規制緩和	一部入居者の公営住宅の収入申告において代理申告を可能とする	公営住宅法第16条第1項において、公営住宅の入居者全員について収入申告が義務づけられているが、今後急増すると思われる単身の認知症患者について、本人からの申告によらず、市町村長等による代理申告が可能となるよう、制度改正を提案する。	公営住宅法第16条第1項	国土交通省
兵庫県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	土木・建築	B 地方に対する規制緩和	特別賃貸県営住宅の入居促進を図る制度要綱の改正	入居率の低い住宅を低額所得者向けに提供できるよう用途変更し、公営住宅に準じて円滑な入居促進を図れるよう、地域優良賃貸住宅制度要綱第2条16号に記載する公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)の定義に「地域特別賃貸住宅」の追加または通知等での明文化を求める。	地域優良賃貸住宅制度要綱2条16号	国土交通省
大阪府 兵庫県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市	土木・建築	B 地方に対する規制緩和	地方公社が賃貸する住宅の賃借人に関する要件緩和	地方住宅供給公社法施行規則第13条第1号における賃貸住宅の賃借人の資格に学校法人を追加すること及び同第3号に定める保証人に関する規定の削除を求める。	地方住宅供給公社法施行規則第13条第1号及び3号	国土交通省

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁
	分野	区分				
長岡市	土木・建築	B 地方に対する規制緩和	社会资本整備総合交付金事業における「年度間調整」について	社会资本整備総合交付金について、次年度以降における交付限度額の増額交付、計画期間内における年度間調整等、制度・運用の緩和を求める。	社会资本整備総合交付金交付要綱 第7 2項及び3項	国土交通省
岐阜県	土木・建築	B 地方に対する規制緩和	砂防関係事業の構造協議の緩和	防災安全交付金の新規砂防事業を実施するにあたり、着手前年度に全体計画(土石流対策の設計概念やえん堤の配置位置の妥当性の確認)の認可を国から受けている。 平成24年度からは、事業着手後に、えん堤位置や方向、工法・構造等について、国と協議(構造協議)することとなり、説明資料の作成や協議に時間を要し、事業の進捗が遅れる場合がある。 このため、事業着手後の構造協議について緩和願いたい。	砂防法施行規程第8条の3 平成24年6月18日付け事務連絡(国土交通省水管・国土保全局 砂防部保全課保全調整官通知)	国土交通省
徳島県 和歌山県 鳥取県 香川県 愛媛県 高知県	運輸・交通	B 地方に対する規制緩和	地域限定旅行業の参入促進に向けた規制緩和	「地域限定旅行業」の業務範囲を、「営業所が所在する市町村及び(県外を含む)隣接市町村等」から「営業所が所在する都道府県及び(県外の)隣接市町村等」とするなど拡大を図ること。	旅行業法, 旅行業法施行規則	国土交通省(観光庁)
徳島県 和歌山県 香川県 愛媛県	運輸・交通	B 地方に対する規制緩和	地域限定旅行業の参入促進に向けた規制緩和	「地域限定旅行業」においては、営業保証金を減額すること。	旅行業法, 旅行業法施行規則	国土交通省(観光庁)
徳島県 滋賀県 和歌山県 香川県 愛媛県	運輸・交通	B 地方に対する規制緩和	地域限定旅行業の参入促進に向けた規制緩和	「地域限定旅行業」において、現行の国内旅行業務取扱管理者より難易度の低い資格試験を創設するなど要件を緩和すること。	旅行業法, 旅行業法施行規則	国土交通省(観光庁)

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁
	分野	区分				
富山県	運輸・交通	B 地方に対する規制緩和	国有港湾施設の他用途使用時の国承認の一部廃止	港湾管理者が管理委託されている国有港湾施設について、地域の活性化を目的としたイベントなどで使用する場合、港湾管理者の責任と裁量に委ね、国の承認を不要とすることを提案する。	港湾法第54条 港湾法施行令第17条の4 港湾施設管理委託契約書	国土交通省
九州地方知事会	運輸・交通	B 地方に対する規制緩和	自家用有償旅客運送に係る有償の考え方の見直し	行政が地域の需給を確認するための実証実験を行う等委託者が運送経費の全額を負担して、サービスの利用者から直接の負担を求めない場合も有償交通としての登録が必要となり、交通不便地域の共助による利便性向上対策が進まないため、有償運送に該当するとして登録を要する事例の見直し(有償運送に該当せず、登録不要な事例の拡大)を行うこと。	道路運送法 「道路運送法における登録又は許可を要しない運送の態様について」(H18.9.29付け国土交通省自動車交通局旅客課長事務連絡)	国土交通省
兵庫県、鳥取県	運輸・交通	A 権限移譲	一時的需要増加時ににおける一般旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者への臨時許可にかかる権限移譲	道路運送法第21条第2号に定める一時的需要増加時における一般旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者への臨時許可にかかる権限を都道府県に移譲すること。	道路運送法第21条第2号	国土交通省
関西広域連合(共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	その他	B 地方に対する規制緩和	広域連合における地方版総合戦略の策定等	関西広域連合についても地方版総合戦略の策定を可能とし、総合戦略に基づく交付金の対象とすることを求める。	まち・ひと・しごと創生法第9条、第10条	内閣官房
富山県	その他	B 地方に対する規制緩和	連携中枢都市圏構想推進要綱に定める「連携中枢都市」の要件の緩和	現行の連携中枢都市圏構想推進要綱における「連携中枢都市」の要件は、中核市(人口20万人以上)等の中核都市が周辺市町村を牽引する連携であり、圏域内に中核市を有さない場合は要件を欠くこととなる。 意欲ある地域を応援するため、中核市未満の人口規模の都市であっても、複数の自治体が広域連携し、経済・生活圏域として、一定のまとまりを有する場合にも、連携中枢都市圏として位置づけられるよう要綱改正を提案する。	連携中枢都市圏構想推進要綱(平成26年8月25日付総行市第200号 総務省自治行政局長通知)	総務省、国土交通省

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁
	分野	区分				
高岡市 射水市 氷見市 小矢部市 砺波市 南砺市	その他	B 地方に対する規制緩和	連携中枢都市圏の要件緩和	「連携中枢都市」の要件として、中核市(人口20万人以上)等が定められているが、中核市未満の人口規模の都市であっても、複数の自治体が広域連携し、経済・生活圏域として、一定のまとまりを有する場合には、連携中枢都市圏として位置づけられるようにすること。	連携中枢都市圏構想推進要綱第3	総務省 国土交通省
豊田市 山都町	その他	B 地方に対する規制緩和	マイナンバー制度における照会項目の拡大	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において、情報連携が必要な事務について別表第2で整理がされている。 別表第2の項番38に記載されている事務を処理するために情報連携できる特定個人情報は、住民票関係情報に限られている。 しかし、当該事務を処理するに当たっては、生活保護関係情報や地方税関係情報の連携が必要となるため、これらの特定個人情報を利用できるよう緩和をお願いする。	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第24条 ・学校保健安全法第24条 ・学校保健安全法施行令第9条 	内閣府 総務省 文部科学省 厚生労働省
高山市	その他	B 地方に対する規制緩和	・法人の設立及び存続の要件となっている社員の必要人数の緩和	現行制度では「10人以上の社員を有するものであること」が法人の設立・存続の要件となっているが、人口減少が進む中、人材不足が懸念され、社員の確保が困難になることが想定されることから、今後の課題として人数要件の見直しが必要	特定非営利活動促進法第12条第4項 (関連) 第10条第3号 第28条 第29条	内閣府
関西広域連合 (共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山县、鳥取県、徳島県	その他	A 権限移譲	特定商取引法に係る広域的な消費者被害事案に対する事業者の処分等に関する事務について、必要となる人員・予算を含め関西広域連合への移譲を求める。	経済産業局が行っている広域的な消費者被害事案に対する事業者の処分等に関する事務について、必要となる人員・予算を含め関西広域連合への移譲を求める。	特定商取引に関する法律 第68条、 第69条 特定商取引に関する法律施行令第19条	経済産業省 内閣府(消費者庁)

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁
	分野	区分				
九州地方知事会	その他	B 地方に対する規制緩和	地方消費者行政推進交付金に係る活用期限の要件の緩和	地方消費者行政活性化基金では、新規事業の開始時期に制限があり、また、事業毎に決められた活用期間内に事業を完了できず、事業実施に支障を生じていた。さらに事業毎に開始年度が異なっていたこともあり、当該基金の活用期間の整理が非常に煩雑であった。今年度、同基金が交付金化され、その交付要綱が定められたが、基金と同様に活用期間の制限が定められているため、当該交付金の活用期限の延長について柔軟に対応できるよう要件を緩和すること。	地方消費者行政推進交付金交付要綱	内閣府(消費者庁)
岡山県	その他	A 権限移譲	食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令第5条～第7条の改正	食品表示法及び同法施行令により、都道府県及び指定都市(平成28年4月～)に委任されている指示・命令・調査等の権限を保健所を設置する市に移譲する。	食品表示法第15条 食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令第5条～第7条	内閣府(消費者庁)、農林水産省
秋田県	その他	B 地方に対する規制緩和	マイナンバー、マイポータルを活用したふるさと納税事務手続の簡素化	平成27年度税制改正により創設された「ふるさと納税(寄附)をされた方の寄附金控除がワンストップで受けられる特例的な仕組み」により、寄附を受け入れた地方自治体側には、住所地市町村に対する特例制度に係る納税者情報の通知事務等が新たに発生した。 この特例制度は、マイナンバー、マイポータルを活用した簡素化までの特例的な仕組みとして導入したものとされていることから、当該簡素化を検討する際には、納税者情報の通知事務の省略化など地方自治体側の事務手続に係る負担軽減も図られるようすべきである。	地方税法附則第7条 地方税法施行規則附則第2条の4	総務省
山形県	その他	B 地方に対する規制緩和	定住自立圏構想推進要綱に定める「中心市」の要件の緩和	中心市と近隣市町村が連携・協力する「定住自立圏構想」について、地域の実情に応じた柔軟な連携が図られるよう、中心市の要件の緩和 ・人口:5万人程度以上→概ね3万人以上 ・昼夜間人口比率:1以上→概ね1以上	定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知)	総務省
東京都	その他	B 地方に対する規制緩和	個人住民税の特例対象(※)の拡大 (※)区市町村から都道府県への徴収引継	地方税法第48条の規定に基づく個人住民税の徴収の引継ぎについて、現年課税分も対象とできるよう、改正を行うこと。	地方税法第48条	総務省

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁
	分野	区分				
長崎県	その他	B 地方に対する規制緩和	地方公共団体の貸付金に係る徴収又は収納の私人委託対象範囲の違約金への拡大	地方公共団体が私人に徴収又は収納の事務を委託することができる歳入について、地方自治法施行令第158条第1項第6号において「貸付金の元利償還金」が定められているが、これに加え、違約金も私人委託の対象とするよう改正。	地方自治法施行令第158条第1項第6号	総務省
岐阜市	その他	B 地方に対する規制緩和	国勢調査の調査区境界と、住民自治組織である自治会の境界との整合	国勢調査の調査区は基本単位区の組合せにより決定される。この「基本単位区」は、平成2年国勢調査調査区設定において導入された概念であるが、固定的な境域として恒久化されて意味を持つものであることから、国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令第3条に該当し、その境界となる地形・地物が大幅に変更されるなど特別な事情がない限り変更することができない。したがって、この省令の改正により、基本単位区境界が、市区町村の裁量により設定できるよう提案する。	国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令第3条	総務省
岐阜市	その他	B 地方に対する規制緩和	徴税吏員任命範囲の拡大	地方税徴収の合理化・効率化を図る観点から非常勤職員等の活用を実施しているが、地方公務員特別職のうち「徴税吏員」として任命できる対象は「再任用職員」及び「任期付短時間勤務職員」に限られているため、一層の効率化・合理化を図るべく、「徴税吏員」として任命できる職員の範囲を「非常勤嘱託職員」まで拡大する	平成17年4月1日付け総税企第80号「地方税の徴収に係る合理化・効率化の推進に関する留意事項について」	総務省
熊本市	その他	B 地方に対する規制緩和	地方自治法240条への税情報利用規定の追記	地方自治体は、発生する未収債権の効率的かつ迅速な回収を行わなければならぬが、債権の回収に関して有用な税情報は、地方税法第22条においてその漏洩及び窃用した場合の処罰が定められている。 そこで、地方自治法第240条第3項の次に、市の債権を回収する場合、地方税の税情報を利用できる旨の規定を追記し、非強制徴収公債権及び私債権の回収事務において税情報の共有化を求める。	地方自治法第240条 地方税法第22条	総務省
川崎市	その他	B 地方に対する規制緩和	住民票の任意記載事項の拡充	住民基本台帳法施行令第6条の2の規定により市町村長が住民票に記載することができる任意事項(住民の福祉の増進に資する事項のうち、市町村長が住民に関する事務を管理し及び執行するために必要であるもの)に、「外国人が本邦において初めて住民票に登録された年月日」及び「転入前の住所地において住民票に登録された年月日」を追加する。	住民基本台帳法第7条、住民基本台帳法施行令第6条の2、住民基本台帳法事務処理要領第2_1(2)又	総務省

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁
	分野	区分				
中核市市長会	その他	B 地方に対する規制緩和	公債権の管理における滞納者情報の幅広い共有化の促進	地方自治法第240条の「債権」について、次のいずれかの措置を希望する。①地方自治法第240条に条項を追加する改正を行い、同条第2項又は第3項の事務を行うにあたり、当該団体が地方税に関する事務によって取得した情報を活用できる旨を明文化する。②地方税法第22条に但し書きを加える改正を行い、同条の「秘密を漏らし、又は窃用した場合」とする規定については、秘密とされる情報を地方自治法第240条第2項又は第3項の事務を行うに当たり必要な範囲内で活用する場合に限り、適用されない旨を明文化する。	地方税法第22条 地方自治法第240条第2項及び第3項 地方自治法施行令第171条の2、同第171条の6、同第171条の7	総務省
中核市市長会	その他	B 地方に対する規制緩和	条例による事務処理特例における知事への市町村長の要請の規制緩和	地方自治法第252条の17の2第3項等の規定により、市町村長から都道府県知事に対し権限移譲を要請する際の議会の議決の撤廃	地方自治法第252条の17の2第3項 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第6項	総務省 文部科学省
宮城県 広島県	その他	B 地方に対する規制緩和	法定外普通税及び法定外目的税の変更に係る税率・延長期間の変更を伴わない単純延長の場合の総務大臣との事前協議の廃止	地方公共団体は法定外普通税や法定外目的税を新設・変更しようとする時には、税率の引下げや課税期間の短縮等を行う場合を除き、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならないとされているが、更なる規制緩和として、「税率・延長期間の変更を伴わない単純延長」の場合の総務大臣への協議・同意の廃止を求めるもの。	地方税法 第259条、第731条	総務省
茨城県	その他	B 地方に対する規制緩和	行政財産の貸付け範囲の拡大	行政財産の貸付けに係る「庁舎等の床面積又は敷地に余裕がある場合」との要件について、地方公共団体の事務事業に使用される見込みのない「スペース的な余裕のある場合」だけでなく、休日や夜間等の「時間的な余裕のある場合」にも貸付けができるよう見直す。	地方自治法第238条の4第2項第4号 地方自治法施行令第169条の3	総務省
川崎市	その他	A 権限移譲	永住者に係る在留カードの交付事務権限の国から市町村への移譲	特別永住者証明書については、居住地の市町村長を経由して交付するとされているが、在留期間が無期限である永住者に対する在留カードの交付についても、居住地の市町村長を経由して行うこととする。	出入国管理及び難民認定法第19条の3	法務省

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁
	分野	区分				
関西広域連合 (共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	その他	A 権限移譲	自治体職員の公務による海外渡航に係る公用旅券の発給	自治体職員の公務による海外渡航についても国の省庁と同様、公用旅券の発給を可能とし、関西広域連合が発給業務を実施できるように求める。	旅券法第2条、第4条、第5条の2、第8条 等	外務省
福井県	その他	B 地方に対する規制緩和	旅券発給手数料の納付時期の変更	旅券発給手数料の納付方法を、旅券受領時から旅券申請時に変更かつ、受領に来ない場合でも旅券発給手数料を返還しない	旅券法施行規則第19条	外務省
京都府 関西広域連合、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山县、鳥取県、徳島県	その他	A 権限移譲	漁港区域内の里道・水路に係る管理権限の漁港管理者への移譲	漁港区域内に所在する法定外公共物である里道・水路について、国有財産特別措置法第5条第1項を改正し、漁港管理者である自治体に譲与する	国有財産法施行令 第6条第2項第1号のイ 国有財産特別措置法第5条第1項	農林水産省 (水産庁)、財務省
鳥取県、中国地方知事会、滋賀県、兵庫県、和歌山县、徳島県	その他	B 地方に対する規制緩和	労使関係総合調査(労働組合基礎調査)の都道府県への委託による実施の見直し	労使関係総合調査(労働組合基礎調査)は、都道府県知事に委託することとされているが、都道府県の事務負担の軽減を図るために、民間委託に切り替えるなど、制度及び調査方法の抜本的な見直しを図ること。	統計法第19条に規定される「一般統計調査」として、総務大臣の承認を得て、毎年実施。 労使関係総合調査事業に係る委託要綱第3条	厚生労働省
群馬県 茨城県 栃木県	その他	B 地方に対する規制緩和	鳥獣被害防止総合対策交付金における事業実施主体の見直し	鳥獣被害防止総合対策交付金のうち、鳥獣被害防止総合支援事業の推進事業(ソフト事業)の事業実施主体は、地域協議会のみと規定されているが、同交付金の整備事業(ハード事業)と同様に、地域協議会だけでなく、その構成員が事業実施主体となれるよう実施要領を見直す。	鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領	農林水産省

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁
	分野	区分				
九州地方知事会	その他	B 地方に対する規制緩和	林業・木材産業改善資金貸付事業計画承認制度及び承認計画に基づく月別資金管理計画書の提出制度の見直し	年度初めに国に対して貸付事業計画承認申請を行い、その承認を受けて貸付事業計画を定める手続及び国の承認後の月別資金管理計画書の提出を廃止することにより、事務の簡素化(事務改善)を図る(実績報告等については継続する。)。	「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」(H15.6.11農林水産事務次官通知)	農林水産省(林野庁)
山口県 中国地方知事会	その他	B 地方に対する規制緩和	林業・木材産業改善資金貸付事業計画承認制度及び承認計画に基づく月別資金管理計画書の提出制度の見直し	年度初めに国に対して貸付事業計画承認申請を行い、その承認を受けて貸付事業計画を定める手續及び国の承認後の月別資金管理計画書の提出を廃止することにより、事務の簡素化(事務改善)を図る(実績報告等については継続する。)。	「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」(H15.6.11農林水産事務次官通知)	農林水産省(林野庁)
九州地方知事会	その他	B 地方に対する規制緩和	林業就業促進資金貸付事業計画承認制度の見直し	年度初めに国に対して貸付事業計画承認申請を行い、その承認を受ける制度を廃止することにより、事務の簡素化(事務改善)を図る(実績報告等については継続する。)。	「林業労働力の確保の促進に関する法律の施行について」(H8.5.24農林水産事務次官・労働事務次官通知) 「林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく林業就業促進資金制度の運用について」(H8.5.24林野庁長官通知)	農林水産省(林野庁)
山口県 中国地方知事会	その他	B 地方に対する規制緩和	林業就業促進資金貸付事業計画承認制度の見直し	年度初めに国に対して貸付事業計画承認申請を行い、その承認を受ける制度を廃止することにより、事務の簡素化(事務改善)を図る(実績報告等については継続する。)。	「林業労働力の確保の促進に関する法律の施行について」(H8.5.24農林水産事務次官・労働事務次官通知) 「林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく林業就業促進資金制度の運用について」(H8.5.24林野庁長官通知)	農林水産省(林野庁)
九州地方知事会	その他	B 地方に対する規制緩和	沿岸漁業改善資金貸付事業計画承認制度及び承認計画に基づく月別資金管理計画書の提出制度の見直し	年度初めに国に対して貸付事業計画承認申請を行い、その承認を受けて貸付事業計画を定める手續及び国の承認後の月別資金管理計画書の提出を廃止することにより、事務の簡素化(事務改善)を図る(実績報告については継続する。)。	「沿岸漁業改善資金計画の取扱いについて」(S54.4.27農林水産事務次官通知)	農林水産省(水産庁)

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁
	分野	区分				
山口県 中国地方知事会	その他	B 地方に対する規制緩和	沿岸漁業改善資金貸付事業計画承認制度及び承認計画に基づく月別資金管理計画書の提出制度の見直し	年度初めに国に対して貸付事業計画承認申請を行い、その承認を受けて貸付事業計画を定める手続及び国の承認後の月別資金管理計画書の提出を廃止することにより、事務の簡素化(事務改善)を図る(実績報告については継続する。)。	「沿岸漁業改善資金計画の取扱いについて」(S54.4.27農林水産事務次官通知)	農林水産省(水産庁)
九州地方知事会	その他	B 地方に対する規制緩和	漁業近代化資金融通法における国による関与の廃止又は簡素化	二重行政化を避ける為、漁業近代化資金融通法で規定する融資限度額を超える場合の国の承認について、「承認」の手続を「廃止」若しくは「届出」等に簡素化すること、又は漁業近代化資金融通法で規定する融資限度額を引き上げること(いずれも国の承認手続き省略に繋がるもの。)。	漁業近代化資金融通法第2条第3項第1号の括弧書及び第1号口、同法施行令第4条第1号	農林水産省(水産庁)
九州地方知事会	その他	B 地方に対する規制緩和	沿岸漁業改善資金の融資に係る保証方法の見直し	中小漁業融資保証法により、融資機関が融資する場合に漁業信用基金協会による機関保証を受けることができるが、これを都道府県直貸方式の場合であっても、保証可能にすること。	沿岸漁業改善資金助成法第6条第1項 中小漁業融資保証法第4条	農林水産省(水産庁)
九州地方知事会	その他	B 地方に対する規制緩和	特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令に基づく届出漁業について、進達事務の効率化と漁業者の負担軽減を図るため、農林水産大臣に対し一覧表方式により届出・報告が行えるよう見直しを行うとともに届出に係る添付書類のうち、漁船原簿謄本を不要とするよう措置すること。	特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令第19条、第22条	農林水産省(水産庁)	
鳥取県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県	その他	B 地方に対する規制緩和	漁業調整規則の制定に係る農林水産大臣の認可の廃止	漁業法及び水産資源保護法に基づき各都道府県が定めている漁業調整規則において、他県にまたがない一県で完結する河川等における内水面漁業調整規則の改正は、各県の実情を踏まえた柔軟な対応ができるよう農林水産大臣の認可を不要とし、届出とすること。	漁業法第65条第7項 水産資源保護法第4条第7項	農林水産省(水産庁)

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁
	分野	区分				
九州地方知事会	その他	B 地方に対する規制緩和	水産多面的機能発揮対策事業交付金の第1四半期交付額の上限撤廃	事業執行に支障が出ないよう、第1四半期の交付額の上限を撤廃し、活動実態に応じて交付ができるよう見直しを行うこと。	水産多面的機能発揮対策事業交付要綱	農林水産省(水産庁)
郡山市 太子町 田川市	その他	B 地方に対する規制緩和	特定計量器(質量計) 定期検査の規制緩和	特定計量器(質量計)定期検査周期(2年に1回)の規制緩和について	計量法第19条1項 計量法第21条1項	経済産業省

(2) 関係府省における予算編成過程での検討を求める提案（34件）

団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁
	分野	区分				
兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	土地利用(農地除く)	B 地方に対する規制緩和	治山事業に関する採択基準の緩和について	治山事業に関する国庫補助制度の採択要件について、河川の上流域において崩落があった場合、下流で橋梁部に流木等が閉塞し河川氾濫を起こることがあるため ①1, 2級河川以外の流域で事業を実施する場合でも、保全対象人家の要件を見直すこと ②復旧整備に係る事業費要件を事業費7千万円以上 → 3千万円以上に緩和すること	林野庁長官通達16林整治第2317号	農林水産省(林野庁)
佐賀県	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	青年就農給付金の給付要件の簡素化	青年就農給付金(経営開始型)の給付要件の1つである「農地の所有権又は利用権を給付対象者が有していること。ただし、親族から貸借した農地が主である場合は、給付期間中に当該農地の所有権を給付対象者に移転することを確約すること。」について、親族から貸借した農地が主である場合の給付期間中に所有権移転することを確約することとしている要件を削除すること。	新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱 (別記1)第5 2(1)イ(ア)	農林水産省
長崎県	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	強い農業づくり交付金の配分基準の見直し	強い農業づくり交付金は、配分基準に基づき成果目標を設定し、そのポイント上位から交付金の割当が行われているが、新規就農者や新規参入法人が取り組む場合、現行の制度では現況値ポイントの確保ができないため、新規就農者等の取組については、新たな類別の追加や優先枠の設定、加算措置等、一定のポイントが確保できるよう配分基準の見直しをお願いしたい。	強い農業づくり交付金の配分基準について 第1の2の(1)イ	農林水産省
長崎県	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	農業競争力強化基盤整備事業 農地整備事業 畑地帯担い手育成型にかかる面積要件の緩和	農林水産省の補助事業である「農業競争力強化基盤整備事業」の中でも、農地の基盤整備を行う「農地整備事業」のメニューである「畠地帯担い手育成型」について、実施要件である「受益面積20ha以上」を「10ha以上」へ緩和すること。	農業競争力強化基盤整備事業実施要領 別紙1-1 第4の2	農林水産省

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁
	分野	区分				
京都府 大阪府、兵庫県、徳島県、京都市	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	農地中間管理事業における出し手農家への支援制度の改善	農地中間管理機構への農地の貸し出しについて、5年以上の貸し出しでも交付対象とすることを求める。	農地集積・集約化対策事業実施要綱別記2	農林水産省
徳島県 京都府 大阪府 兵庫県 香川県 愛媛県 高知県 京都市	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	「経営転換協力金」を活用した農地の貸付期間の要件緩和	農地所有者に対する支援措置「経営転換協力金」を活用した場合でも、農地所有者の意向や地域の実情に応じた貸付期間(3年又は5年)の設定を可能とすること。	農地集積・集約化対策事業実施要綱(別紙2)第5の2(1)	農林水産省
全国市長会	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	中山間地域等直接支払制度における営農条件の緩和	「中山間地域等直接支払交付金実施要領」の第6の2の「対象行為」において、「5年間以上継続して行われる農業生産活動等」と規定されている要件を高齢者に限って撤廃すること。	中山間地域等直接支払交付金実施要領第6の2	農林水産省
大阪府 和歌山県	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	農山漁村地域整備交付金の採択要件の緩和	都市農業の振興、都市近郊農地の保全のための農山漁村地域整備交付金(水利施設整備事業 地域農業水利施設保全型)の事業採択要件の緩和 <受益面積要件の緩和> [現行]10ha以上(農振農用地) [提案]5ha以上かつ農振法や都市農業振興基本法等に鑑み、条例等で特に保全することを定めている農地	農山漁村地域整備整備交付金実施要綱、要領別紙4-1第4の8の(4)及び都市農業振興基本法第4条等	農林水産省
長崎県	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	畜産競争力強化対策整備事業における繁殖雌牛の導入支援の補助要件の緩和	畜産競争力強化対策整備事業における繁殖雌牛の導入支援について、新規就農者以外の農家についても支援の対象として、より効率的に繁殖雌牛の増頭を図ることができる制度としていただきたい。	畜産競争力強化対策整備事業実施要綱(別表) 2 家畜の導入(生産局長が別に定める新規就農者等に限る。)	農林水産省

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁
	分野	区分				
長崎県	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	国産粗飼料増産対策事業のうち地域づくり放牧推進事業の対象要件の緩和	国産粗飼料増産対策事業のうち地域づくり放牧推進事業において、農家が1戸でも支援が可能となるよう緩和し、放牧の拡大に向けた取組を推進していただきたい。	国産粗飼料増産対策事業実施要領第3の3の(1)	農林水産省
関西広域連合(共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	農林水産業振興に係る決定権限の移譲(一括交付金化)	関西圏の広域的な農林水産業振興を図るために、国の各種補助金を一括交付金として関西広域連合へ交付することにより、各地域の実情を踏まえた戦略的な支援を行うことができる仕組みとすることを求める。	例) ・農村漁村6次産業化対策事業補助金(医福食農連携推進環境整備事業) ・農林水産業ロボット技術活用推進事業費補助金(先端ロボットなどの革新的技術の開発・普及) ・農村集落活性化支援事業補助金 ・都市農村共生・対流総合対策交付金等	農林水産省
愛媛県 徳島県 香川県 高知県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金に係る補助対象の設備費への拡大	第一種感染症指定医療機関の設備費について、現行の「初度設備費、133千円×厚生労働大臣の認めた病床数」から「設備費、厚生労働大臣が必要と認めた額」に改正	昭和62年7月30日厚生省発健医第179号「保健衛生施設等施設・設備整備費の国庫負担(補助)について」	厚生労働省
釧路市	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(先進的事業支援特例交付金)にかかる交付要件の緩和について	当該交付金の利用回数については、一事業所につき一回までに制限されている。この点につき、各事業所における防災機能向上、安全性確保の観点から、一事業所につき一回を限度という条件を緩和し、複数回の利用を認める取扱いを希望する。	平成27年1月20日付け厚生労働省老健局高齢者支援課発事務連絡「平成26年度補正予算(案)における地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(ハード交付金)の協議について」	厚生労働省
広島県 中国地方知事会 三重県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	地域少子化対策強化事業(交付金)の要件緩和	地域における少子化対策強化のために行う出会い・結婚支援等の事業が先駆的な取組と認められない場合、情報提供・啓発事業などの基礎的・共通的事業も対象外になることから、施策の基盤となる基礎的・共通的事業については継続的に実施できるよう、制度の見直しを行う。	地域少子化対策強化事業実施要領 地域少子化対策強化交付金交付要綱	内閣府

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁
	分野	区分				
愛知県	教育・文化	B 地方に対する規制緩和	高等学校等就学支援金制度に係る支給期間要件の緩和	高等学校等就学支援金制度における支給期間は、36月(定時制等の場合は48月)とされていることから、やむを得ない理由等により対象者が留年した場合には、同制度による支援が受けられないため、個々の事情を斟酌したうえで支給期間を延長することができるよう、要件を緩和すること。	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第2項第2号 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令第2条 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第2条	文部科学省
愛知県	教育・文化	B 地方に対する規制緩和	学校施設環境改善交付金事業(公立小中学校等)に係る対象事業の要件緩和	公立小中学校等について、老朽化が著しい部分のみの改修についても対象事業となるよう要件を緩和すること。	学校施設環境改善交付金交付要綱別表1項6	文部科学省
徳島県 滋賀県 京都府 大阪府 和歌山県 鳥取県 香川県 愛媛県 高知県 京都市 関西広域連合	教育・文化	B 地方に対する規制緩和	学校施設の長寿命化対策に係る支援制度の充実	老朽化対策の観点から、計画的な長寿命化対策を強力に推進する必要があるため、高等学校施設の長寿命化対策について、地方負担の全額を地方債充当可能とし、元利償還額の70%を交付税措置とする地方財政措置の拡大を求める。	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第2項 学校施設環境改善交付金交付要綱第2第2項及び別表1	総務省 文部科学省
長崎県	教育・文化	B 地方に対する規制緩和	私立学校耐震化に係る緊急防災・減災事業債の対象の拡大	平成27年度から、私立学校施設の耐震工事に対して地方公共団体が独自に助成する場合は、緊急防災・減災事業債の対象にできるようになったが、私立小中高等学校の場合、起債の対象となる施設が指定避難所に限られており、対象となる施設が少数であるため、指定避難所の要件を撤廃していただきたい。	平成27年4月21日付 文部科学省初等中等教育局幼児教育課 文部科学省高等教育局私学部私学助成課 事務連絡 「平成27年度における耐震化事業について」	総務省、 文部科学省

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁
	分野	区分				
愛知県	教育・文化	B 地方に対する規制緩和	教育支援体制整備事業費補助金(いじめ対策等総合推進事業)に係るスクールカウンセラー等活用事業の要件緩和	高等学校へのスクールカウンセラー等の配置について、事業の実施に係る配置校の総数の10%以内を目安とするという枠を撤廃すること。	教育支援体制整備事業費補助金(いじめ対策等総合推進事業)交付要綱第20条 スクールカウンセラー等活用事業実施要領5	文部科学省
九州地方知事会	教育・文化	B 地方に対する規制緩和	文化財関係国庫補助金に係る補助対象の追加	①指定文化財管理費国庫補助要項で補助対象外とされている地方公共団体が所有する物件についても補助対象とすること。要項3(6)について文部科学省所管文化庁所属の国有財産以外も補助対象とすること。 ②要項で補助対象外となる庭園以外の史跡や天然記念物(島、岩石地、池、沢、森林を除く。)についても補助対象とすること。	文化財保護法 指定文化財管理費国庫補助要項	文部科学省(文化庁)
京都府 関西広域連合、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	環境・衛生	B 地方に対する規制緩和	生活基盤施設耐震化等交付金の交付対象の拡充	上水道耐震化対策事業において、基幹管路等の耐震化診断については国庫補助対象外であるが、避難施設等に接続する施設については、耐震化診断の国庫補助の対象とするよう求める。	水道水源開発等施設整備費国庫補助金交付要綱(H27年度から創設する、新たな「生活基盤施設耐震化等交付金」においても、耐震診断は対象外と伺っている)	厚生労働省
福井市	環境・衛生	B 地方に対する規制緩和	下水道長寿命化支援制度の交付対象の拡充	下水道管渠の長寿命化計画策定にあたり、計画的な改築に対する基幹事業の範囲は、国土交通大臣が定める主要な管渠とされているが、従来の管渠の口径や下水排除面積で定めるのではなく、緊急輸送道路や都市機能が集約している区域(中心市街地)等、地域の特性に応じて主要な管渠の範囲が定められるよう要件の緩和をお願いしたい。	下水道法施行令第24条の2第1項第1号及び並びに第2項 下水道法施行令第24条の2第1項第1号及び並びに第2項の規定に基づき定める件(昭和46.10.9告示1705号、一部改正平成25.5.16告示492号)	国土交通省
松山市	環境・衛生	B 地方に対する規制緩和	水質改善を目的とした普及促進事業の採択	公共用水域の水質を保全し水質改善の一環として公共下水道を整備しているが、小規模な宅地開発に伴う10件未満の家が密集した個人所有の道沿い(私道)から排出されるBOD(主に単独浄化槽)が水質を悪化させる大きな原因となっている。そこで、水質改善の普及促進事業として、汚濁物質を排出している浄化槽利用者を下水道利用者に転換し、水質改善に努めるよう私道への下水道整備事業を推進するため、社会資本整備総合交付金の効果促進事業として認めていただきたい。	下水道法 社会資本整備総合交付金交付要綱	国土交通省

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁
	分野	区分				
関西広域連合 (共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	産業振興	B 地方に対する規制緩和	産業振興に係る決定権限の移譲(一括交付金化)	関西圏の広域的な産業振興を図るために、国の各種補助金を一括交付金として関西広域連合へ交付することにより、地域の実情を踏まえた戦略的な支援を行うことができる仕組みとすることを求める。	例) ・伝統的工芸品産業支援補助金 ・新地域新成長産業創出促進事業費補助金 ・中小企業・小規模事業者人材対策事業に係る補助金 ・創業・第二創業促進補助金 ・ふるさと名物応援事業補助金 等	経済産業省
岐阜市	消防・防災・安全	B 地方に対する規制緩和	社会資本整備総合交付金(住宅・建築物安全ストック形成事業)の基幹事業の追加	耐震シェルター等を設置する事業など命を守る一助となる耐震改修以外の事業も社会資本整備総合交付金(住宅・建築物安全ストック形成事業)の基幹事業に追加していただきたい。	社会資本整備総合交付金交付要綱 (イ-16-(12)住宅・建築物安全ストック形成事業-①住宅・建築物耐震改修事業)	国土交通省
長岡市	消防・防災・安全	B 地方に対する規制緩和	雪寒道路の指定基準の緩和	道路ネットワーク上重要な路線は、交通量に関係なく雪寒道路と指定できるよう、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法施行令第一条、若しくは国土交通大臣が定める雪寒道路指定基準を改正していただきたい。	積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法 第三条 積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法施行令 第一条 雪寒道路指定基準	国土交通省
相模原市	消防・防災・安全	B 地方に対する規制緩和	民生安定助成事業の補助対象の見直し	民生安定助成事業の補助対象に自治会集会所の新設を含めること	防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第8条 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令第12条第13項	防衛省
秋田県	土木・建築	B 地方に対する規制緩和	社会資本総合整備事業におけるゼロ国債制度の創設	国土交通省所管の社会資本総合整備事業(交付金事業)は、地方のインフラ整備を支援する中心的事業になっているが、これまでには国庫債務負担行為の設定が行われていない状況にある。 このため、積雪寒冷地では、発注が遅れ年度当初の施工適期を逃すなどの弊害があることから、社会資本総合整備事業において、簡易な手続により、年度を跨いだ事業執行が可能となるようなゼロ国債制度の創設を求めるものである。	財政法第15条、第26条 社会資本整備総合交付金交付要綱	国土交通省 財務省

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁
	分野	区分				
徳島県 滋賀県 京都府 兵庫県 和歌山県 鳥取県 香川県 愛媛県 高知県 関西広域連合	土木・建築	B 地方に対する規制緩和	「防災・安全交付金」の要件を緩和	地域の判断により、「砂防設備等緊急改築事業における管理型堰堤への転換」を事業の対象とする。(予算の増そのものを目的とするものではなく、予算の枠内で、地方公共団体の裁量で優先順位を付けて事業実施出来るようにすることを目的とする。)	社会资本整備総合交付金交付要綱 附属第Ⅱ編 砂防設備等緊急改築事業(ロー8-(2) 4-(3)-(5)) 通常砂防事業(イー4-(1))	国土交通省
熊取町	土木・建築	B 地方に対する規制緩和	社会资本整備総合交付金に係る効果促進事業の事業費要件の緩和	社会资本整備総合交付金における効果促進事業の事業費要件について、「効果促進事業に係る事業費の合計額は、社会资本整備計画ごとに、交付対象事業の全体事業費の20/100を目指す。」と規定されている。 本町をはじめ、財政規模の小さい町村においては、交付対象事業の全体事業費が相対的に小さくならざるを得ないため、効果促進事業として実施できる事業が限定される。 よって、町村における効果促進事業に係る事業費要件の緩和を提案するものである。	社会资本整備総合交付金交付要綱	国土交通省
熊取町	土木・建築	B 地方に対する規制緩和	社会资本整備総合交付金に係る補助条件の見直し及び手続書類の簡素化	社会资本整備総合交付金において長寿命化支援制度を活用した補助事業を行うためには、下水道施設の健全度に関する点検・調査結果に基づき「長寿命化対策」に係る計画を策定する必要があります。 この点検・調査・計画策定には多大な時間及び費用を要し、本町においては業務が困難な状況であり、下水道施設長寿命化の推進に支障を来している。 よって人口5万人未満の団体では計画書作成を必要とせず、耐用年数経過等の一定条件を満たせば補助採択となる新基準の作成など、補助条件の見直しや手続書類の簡素化を提案するものです。	社会资本整備総合交付金交付要綱	国土交通省
富山県	土木・建築	B 地方に対する規制緩和	社会资本整備総合交付金制度の運用改善	公共工事の発注時期の平準化のため、社会资本整備総合交付金について年度を跨いだ事業執行が可能となるよう、ゼロ国債の設定や交付決定前の事業着手承認等の交付金制度の運用改善を提案する。	財政法第15条、第26条 社会资本整備総合交付金交付要綱	国土交通省 財務省

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁
	分野	区分				
愛媛県 徳島県 香川県 高知県	運輸・交通	B 地方に対する規制緩和	地域公共交通確保維持改善事業費補助金の補助要件の緩和	【地域間幹線系統確保維持費国庫補助金】 【車両減価償却費等国庫補助金】 ・車両購入費補助について、現行の5ヶ年の減価償却費補助から、従前の購入時一括補助とする。	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱ほか	国土交通省
愛知県	その他	B 地方に対する規制緩和	地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金(観光・防災Wi-Fiステーション整備事業)に係る対象要件の緩和	観光・防災Wi-Fiステーションの整備促進を図るため、交付対象となる施設・設備要件の緩和や交付額の下限の引下げを行うとともに、鉄道施設等公共性の高い場所への整備についても交付対象に加えるよう見直しを行うこと。	地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金交付要綱	総務省

(3) 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案（50件）

団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁
	分野	区分				
関西広域連合 (共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	土地利用(農地除く)	A 権限移譲	国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画の策定権限の移譲	国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画の策定権限について、関西広域連合への移譲を求める。	国土形成計画法第9条	国土交通省
指定都市市長会	土地利用(農地除く)	A 権限移譲	「都市計画事業」の認可権限の指定都市への移譲	都市計画法第59条において「都市計画事業は、市町村が、都道府県知事(第一号法定受託事務として施行する場合にあつては、国土交通大臣)の認可を受けて施行する。」と規定されているが、都市計画法第87条の2〔指定都市の特例〕に、「指定都市の区域においては、第59条から第64条にかかわらず、都道府県知事又は都道府県が行うとされている事務においては指定都市の長又は指定都市が行うものとする。」という条文を追加する。	都市計画法第59条	国土交通省
横浜市	土地利用(農地除く)	A 権限移譲	「都市計画事業」の認可権限の指定都市への移譲	都市計画法第59条において「都市計画事業は、市町村が、都道府県知事(第一号法定受託事務として施行する場合にあつては、国土交通大臣)の認可を受けて施行する。」と規定されているが、都市計画法第87条の2〔指定都市の特例〕に、「指定都市の区域においては、第59条から第64条にかかわらず、都道府県知事又は都道府県が行うとされている事務においては指定都市の長又は指定都市が行うものとする。」という条文を追加する。	都市計画法第59条	国土交通省
当別町	農地・農業	A 権限移譲	農地転用許可権限の市町村への移譲	農地法4条及び5条に基づく農地転用許可に係る事務・権限の市町村長への移譲。	農地法4条及び5条	農林水産省

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁
	分野	区分				
当別町	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	農業振興地域の整備計画の変更における都道府県知事同意の廃止	農業振興地域の整備に関する法13条に基づく、農業振興地域整備計画の変更の都道府県知事同意の廃止。	農業振興地域の整備に関する法律第8条、13条	農林水産省
近江八幡市	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	灌がい排水施設更新事業の土地改良事業に係る農振除外の要件緩和	農業振興地域内の老朽化した灌がい排水施設の更新事業は、機能の現状維持のための事業であって、農業の生産性を今以上に向上させるものではないと解せられるため、8年未経過の対象となる土地改良事業には含まないものとして扱うこと。	・農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項第5号 ・農業振興地域の整備に関する法律施行令第9条 ・農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の3 ・農業振興地域制度に関するガイドライン第13-1(2)	農林水産省
兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、堺市、関西広域連合	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	幼保連携型認定こども園の学級編制、職員、設備及び運営に関する基準の見直し	認定こども園における保育室の面積、食事の提供方法、園舎及び園庭の位置等に関する事項等について、「従うべき基準」とされているものを、必要となる財源を措置した上で、「参酌すべき基準」に見直すこと。	就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第2項	内閣府、文部科学省、厚生労働省
兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、堺市、関西広域連合	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の見直し	児童福祉施設に配置する従業者及びその員数、居室及び病室の床面積その他設備に関する事項等について、「従うべき基準」とされているものを、「参酌すべき基準」に見直すこと。	児童福祉法第45条第2項	厚生労働省
兵庫県、京都府、大阪府、和歌山県、徳島県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	病児保育事業の補助要件の緩和	病児保育事業(病児対応型、病後児対応型)の補助要件である保育士の配置要件について、利用児童の定員数が2名以下の場合は看護師等1名の配置で対象となるよう補助要件を緩和すること。	子ども・子育て支援交付金交付要綱 病児保育事業実施要綱	内閣府、厚生労働省

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁
	分野	区分				
川崎市	医療・福祉	A 権限移譲	医療計画の策定権限等の都道府県から指定都市への移譲	医療計画の策定業務及び病院開設者等に関する病床数に係る勧告事務等を都道府県から希望する指定都市に移譲する。	医療法第30条の4、第30条の5、第30条の6、第30条の9、第30条の11	厚生労働省
横浜市	医療・福祉	A 権限移譲	医療計画の策定等にかかる事務・権限の移譲	<p>①医療計画の策定及び医療審議会の設置にかかる事務の権限を都道府県から指定都市に移譲する。</p> <p>②医療法第7条第5項の許可について、指定都市の市長は都道府県知事の求めがなくとも自らの判断で必要な対応ができるようにする。</p>	医療法第30条の4 医療法第7条第5項	厚生労働省
さいたま市	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	基準病床数の算定方式の見直し	基準病床数の算定式を全国統一のものから、将来的な人口動態等を踏まえた地域の実情に合った算定方式に見直す	医療法第30条の4 医療法施行規則第30条の30	厚生労働省
兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	基準病床数の総量規制の見直し	基準病床数については、国が定める全国一律の算定基準や「従うべき基準」により規制されているが、地域の実情を踏まえた独自の加減算が可能となるよう、「参酌すべき基準」に見直すこと。	医療法第30条の4第6項	厚生労働省
兵庫県、滋賀県、和歌山県	医療・福祉	A 権限移譲	健康保険法上の保険者に関する業務の権限移譲	<p>効率的な地域医療体制の整備を実効性あるものとするため、保健事業の推進等による医療費の適正化を図る観点から、以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、都道府県に移譲すること。</p> <p>(1)健康保険組合の設立認可 (2)健康保険組合の合併・分割・解散認可 (3)健康保険組合の実地指導監査 (4)全国健康保険協会(協会けんぽ)の支部が行う業務の検査</p>	健康保険法第7条の38、39、第12条、第23条、第24条、第26条、第29条等	厚生労働省

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁
	分野	区分				
関西広域連合 (共同提案) 京都府、兵庫県、鳥取県、徳島県	医療・福祉	A 権限移譲	診療報酬決定権限の一部の移譲	各圏域の提供体制に応じたきめ細やかな地域加算等を設定するため、診療報酬の決定権限の一部について関西広域連合への移譲を求める。	健康保険法第76条、第82条	厚生労働省
和歌山県 兵庫県、徳島県	医療・福祉	A 権限移譲	診療報酬の決定権限の一部の移譲	病床再編や在宅医療の推進の方向に誘導できる診療報酬の地域加算などの仕組みを設けた上で、箇所付けの権限を都道府県に移譲する。 なお、加算財源については、国が診療報酬を全体に微減すること等で確保するなど、国が制度設計すべき。	医療法第三十条の四、健康保険法第七十六条第二項に基づく告示	厚生労働省
兵庫県、和歌山県、徳島県	医療・福祉	A 権限移譲	診療報酬の決定に関する権限移譲	医療機関が不足する地域での診療報酬について、地域の実情に合わせた加算設定を可能とするなど、健康保険法等に基づく診療報酬決定に関する一部の権限を都道府県に移譲すること。	健康保険法第76条第2項 高齢者の医療の確保に関する法律第71条 厚生労働省告示(診療報酬の算定方法)等	厚生労働省
岐阜市	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	過誤調整方法(返納金)の運用変更可能な規制緩和	本人の同意がなくとも保険者間で過誤調整できるようにすること	国民健康保険法第7条・8条・9条・67条 厚生労働省平成26年12月5日通知	厚生労働省
兵庫県、大阪府	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	保健所長の医師資格要件の緩和	公立病院など、特定の病院との連携により医師が確保されている場合には、保健所長が医師でなくてもよいように規制を緩和すること。	地域保健法第10条 地域保健法施行令第4条	厚生労働省

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁
	分野	区分				
関西広域連合 (共同提案) 京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	医療・福祉	A 権限移譲	介護報酬決定権限の一部の移譲	各圏域の提供体制に応じたきめ細やかな地域加算等を設定するため、介護報酬の決定権限の一部について関西広域連合への移譲を求める。	介護保険法 第41条～第61条の3	厚生労働省
兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	医療・福祉	A 権限移譲	介護報酬の決定に関する権限移譲	介護サービス提供事業者が不足する地域での介護報酬について、集合住宅に居住する高齢者に対するサービス提供についての介護報酬の減算を実施しないなど、介護保険法等に基づく介護報酬決定に関する一部の権限を都道府県に移譲すること。	介護保険法第41条、第42条の2、第46条、第48条、第53条等	厚生労働省
宇都市	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	「要介護認定(要介護4、5)の有効期間上限の無期限化」	高齢化の進展に伴い、申請者は増大し、要介護認定業務及び関係経費が増大している。 今後も、上昇傾向が続くと見込んでいるが、当該業務を安定的に継続するためは、見直しが急務と考える。 ついては、その一旦として、主治医意見書をもとに、認定審査会において、状態が安定していると判断される要介護4、または、要介護5の更新申請について、認定可能な有効期間の上限を無期限とすることを提案する。	介護保険法(平成9年法律第123号)第28条第1項・第10項・第33条第1項・第6項 介護保険法施行規則(平成11年厚生労働省令第36号)第38条第1項・第2項、第41条第2項、第52条第1項・第2項	厚生労働省
兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、大阪市、関西広域連合	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	要介護認定の有効期間の更なる延長及び基準の簡素化	認定事務の負担軽減及び制度簡素化のため、新規申請、区分変更申請についても、更新申請に同様に、有効期間の延長や期間を統一するなど基準の簡素化を求める。	介護保険法施行規則第38条、第41条、52条、55条	厚生労働省
宇都宮市	医療・福祉	A 権限移譲	介護サービス事業者(一部)の業務管理体制に係る届出の受理、勧告・命令等の権限の都道府県(指定都市)から中核市への移譲を求めるもの	介護保険法第115条の32、第115条の33、第115条の34	厚生労働省	

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁
	分野	区分				
兵庫県、滋賀県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)及び介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準の見直し	指定介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の設備及び人員配置基準について、全国一律で「従るべき基準」とされているものを、必要となる財源を措置した上で「参酌すべき基準」に見直すこと。	介護保険法第88条第3項、第97条第4項	厚生労働省
兵庫県、滋賀県、京都府、和歌山県、鳥取県、徳島県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	小規模多機能型居宅介護(地域密着型サービス)の普及に向けた基準の緩和	認知症高齢者が住み慣れた地域での生活を維持するために有効な介護サービスである小規模多機能型居宅介護(地域密着型サービス)を普及させるため、人員、設備、運営等に関する事項について、「従るべき基準」とされているものを「参酌すべき基準」に見直すこと。	「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第66条第2項第1号、同項第2号、第74条第1項 介護保険法第78条の4第5項(関連)	厚生労働省
兵庫県、大阪府、和歌山県、徳島県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準の緩和	指定障害者支援施設等※に配置する従業者及びその員数、居室の床面積その他設備に関する事項等について、「従るべき基準」とされているものを、「参酌すべき基準」に見直すこと。 ※障害福祉サービス及び指定障害福祉サービス、指定障害者支援施設、障害福祉サービス事業、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害者支援施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第30条第2項、第43条第3項、第44条第3項、第80条第2項、第84条第2項	厚生労働省
新見市	教育・文化	A 権限移譲	県費負担教職員の人事権の市への移譲	県費負担教職員の人事権について、都道府県から移譲を希望する市へ移譲できるようになるとともに、移譲に伴う経費について確実な財政措置を講じることを要望する。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律37条1項、43条3項、58条1項	文部科学省
茅ヶ崎市	教育・文化	B 地方に対する規制緩和	30人学級の法制化	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律を見直し、法制化により1学級の児童・生徒数を削減して30人学級を実施するための教職員定数の増加を図り、併せて現状の教職員加配定数を維持できるよう予算措置を講じる。	・公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律 第3条	文部科学省

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁
	分野	区分				
茅ヶ崎市	教育・文化	B 地方に対する規制緩和	学校栄養職員の配置基準の引き下げ	公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律を見直し、現行の児童・生徒数が「550人以上単独実施校に1人」「550人未満単独校4校に1人」という配置基準を引き下げ、単独調理場配置校には県費負担教職員としての学校栄養職員を配置すること。	・公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律 第8条の2	文部科学省
京都市	教育・文化	B 地方に対する規制緩和	小学校2年生35人学級の「加配措置」の対象拡大及び「法制化」	平成24年度に、国において小学校2年生の35人学級が加配措置により実施されたが、現在加配の対象外となっている国に先行して少人数学級を実施していた自治体についても、加配の対象に加えること。併せて、恒久的な財源確保のため、法制化を求める。	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律 第3条	文部科学省
奈良県	環境・衛生	B 地方に対する規制緩和	水利権有償譲渡にかかる財産処分承認基準の緩和(国庫補助金の返還免除)	水道資産の有効活用のための水利権有償譲渡にかかる財産処分承認基準の緩和(国庫補助金の返還免除)	「厚生労働省所管一派会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の1(1)	厚生労働省
兵庫県、徳島県、関西広域連合	環境・衛生	A 権限移譲	都道府県内の供用済の国営公園の都道府県への移譲	都市公園法第2条第1項第2号に規定するイ号公園のうち、一つの都道府県で完結する公園の供用した区域の管理に関する権限については、関係法令の改正により、移管に必要な新たな制度を設け、都道府県との調整が図られた公園から、必要となる人員、財源とともに移管すること。	都市公園法第2条の3	国土交通省
川崎市	環境・衛生	A 権限移譲	環境影響評価法に基づく方法書等についての指定都市から事業者への意見提出機会の拡大	環境影響評価法の対象事業が指定都市の市域内で行われる場合について、環境影響を受ける範囲が市域外に及ぶ場合にあっても指定都市の市長が事業者に直接意見を述べができるとする。	環境影響評価法第10条 環境影響評価法第20条	環境省

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁
	分野	区分				
兵庫県、大阪府、鳥取県、徳島県、関西広域連合	環境・衛生	B 地方に対する規制緩和	自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画の策定手続きの緩和	総量削減計画を策定するときは、環境大臣に協議しなければならないとされているが、環境大臣との協議を不要とし、報告とする。	自動車NOx・PM法第7条第3項	環境省
埼玉県	産業振興	A 権限移譲	革新的なものづくりにチャレンジするための試作品開発・設備投資などの技術開発支援に関する事務・権限を都道府県へ移譲し、集中させること。	経済産業局等が行っている革新的なものづくりにチャレンジするための試作品開発・設備投資などの技術開発支援に関する事務・権限を都道府県へ移譲し、集中させること。	経済産業省組織規則第230条35、36号、第231条18号 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第4条第1項、第5条第1、2項、12条 戦略的基盤技術高度化支援事業補助金要綱 ものづくり・商業・サービス革新補助金公募要領	経済産業省、経済産業省(中小企業庁)
兵庫県、滋賀県、京都府、和歌山県、徳島県、関西広域連合	産業振興	A 権限移譲	地域商店街活性化法に関する認定事務等の権限移譲	地域商店街活性化法による商店街活性化事業計画・商店街活性化支援事業計画の事務権限を国から県へ移譲すること。 (1)商店街活性化事業計画及び商店街活性化支援事業計画の認定・変更・取り消し (2)商店街活性化事業計画及び商店街活性化支援事業計画の実施状況報告の徴収 (3)地域商業自立促進事業費補助金の交付事務の移譲	地域商店街活性化法第4~7,11~13条 地域商業自立促進事業費補助金募集要項	経済産業省(中小企業庁)
兵庫県、京都府、和歌山県、徳島県	産業振興	A 権限移譲	中心市街地の活性化に関する補助金交付事務等の国から県への移譲	特定民間中心市街地活性化事業計画の認定から補助金交付までの権限を移譲すること。	中心市街地活性化法第48条第1項、第4項、第49条第1項第2項 中心市街地再興戦略事業費補助金交付要綱	経済産業省

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁
	分野	区分				
新潟県	消防・防災・安全	B 地方に対する規制緩和	災害対応時における包括的な適用除外措置	災害対応に係る平常時の規制の適用除外にあたっては、災害対策基本法第86条の2から86条の5に規定された限定的な適用除外ではなく、包括的な適用除外措置を規定すべき	災害対策基本法第86条の2から第86条の5まで	内閣府
新潟県	消防・防災・安全	B 地方に対する規制緩和	災害救助法に係る救助の程度、方法及び期間の地方委任	災害救助法について、救助の程度、方法及び期間については、地方の主体的な判断で決定できるようにすべき	災害救助法第4条第3項 災害救助法施行令第3条	内閣府
関西広域連合(共同提案) 兵庫県、和歌山県、鳥取県	運輸・交通	A 権限移譲	一般乗合旅客自動車運送事業の許認可等 権限の移譲	道路運送法の一般乗合旅客自動車運送事業(貸し切りバスを除く)に係る事業経営、事業計画、運賃等への許認可について、同一府県内で実施するものは、移譲を希望する府県への移譲を基本としつつ、府県域を跨ぐるものは、府県域を越える広域連合への移譲を求める。	道路運送法 第4、5、9、15、31、79、94条	国土交通省
埼玉県	運輸・交通	A 権限移譲	単一の都道府県内で路線が完結する旅客自動車運送事業(バス事業)の許認可等を 地方運輸局から都道府県へ移譲すること。	単一の都道府県内で路線が完結する旅客自動車運送事業(バス事業)の許認可等を 地方運輸局から都道府県へ移譲すること。	道路運送法第4条、第5条、第9条第1、3、4、5項、第11条第1、3項、第15条第1、3、4項、第15条の2第1、2、3、5項、第15条の3第1、2、3項、第19条、第19条の2、第19条の3、第21条第2項、第22条の2第1、2、3、4、5、7項、第27条第2項、第30条第4項、第31条、第35条、第36条第1、2項、第37条、第38条第1、2項、第84条、第89条 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第2編第1章に係る補助金	国土交通省

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁
	分野	区分				
兵庫県、鳥取県	運輸・交通	A 権限移譲	同一県域内における一般乗合旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送事業の許認可等権限移譲	同一県域内で実施する道路運送法の一般乗合旅客自動車運送業にかかる事業経営、事業計画、運賃等への許認可・登録、さらには、指導・監督等の事務を含めた権限の一括移譲を求める。	道路運送法第4、5、9、15、31、79、94条	国土交通省
関西広域連合(共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	運輸・交通	A 権限移譲	観光圏整備実施計画の認定に係る事務・権限(広域連合の構成府県市が実施主体である観光圏整備事業は除く)の認定に係る事務・権限の移譲	観光圏整備実施計画の認定に係る事務・権限(広域連合の構成府県市が実施主体である観光圏整備事業は除く)の認定に係る事務・権限の移譲等を求める。	観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律 第8条第3項	国土交通省 観光庁
兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、関西広域連合	その他	B 地方に対する規制緩和	総合特区推進調整費の使途等に関する基準の要件緩和	総合特区推進調整費について、総合特区の目標実現に向けて、地方の実情に応じた柔軟かつ継続性をもった取組みを推進するため、直接、指定地域へ交付する制度を創設し、調整費を複数年に渡って使えるよう規制緩和すること。	総合特別区域基本方針、総合特区推進調整費の使途等に関する基準について	内閣府
関西広域連合(共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	その他	B 地方に対する規制緩和	国に移譲を要請できる事務の範囲の拡大	国に移譲を要請できる事務の範囲が、密接に関連する事務に限定されていることで要請権が実質的に行使できないことから、その見直しを求める。	地方自治法第291条の2第4項	総務省
神奈川県	その他	B 地方に対する規制緩和	地方公共団体と民間企業との間の人事交流に関する法律(仮称)の制定	「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」と同様の制度を、地方公務員において創設することを目的として、「地方公共団体と民間企業との間の人事交流に関する法律(仮称)」の制定を求める。	—	総務省

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁
	分野	区分				
横浜市	その他	B 地方に対する規制緩和	地方債対象事業の拡充	民間事業者(株式会社)による保育所整備等、公共施設の建設事業に係る補助に要する経費への起債充当を可能とすること	地方財政法	総務省(特例の場合、その法律の所管省庁)
新見市	その他	A 権限移譲	法務業務に係る各種証明書交付事務の権限移譲	不動産登記の登記事項証明書、地図の証明書や商業・法人登記の登記事項証明書、印鑑証明書などの交付事務について、市が直接行うことができるよう権限移譲を希望する。	不動産登記法第119条及び第120条、商業登記法第10条及び第12条	法務省
横浜市	その他	B 地方に対する規制緩和	地方債の財政融資資金借入関係手続の更なる簡素化・効率化	不用額報告書・延長承認申請書を廃止し、借入申込書等の様式へ統合すること	財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則第19、28、29条等	財務省